

SMBC日興証券株式会社

お客様各位

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

つきましては、格付会社(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ、フィッチ・レーティングス)の「無登録格付に関する説明書」を下記の通りお知らせ致します。

記

〈無登録格付に関する説明書(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moody.co.jp>))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下、「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス(以下「レーティングズ・サービス」)の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

レーティングズ・サービスは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、レーティングズ・サービスは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュアリティ・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(フィッチ・レーティングス)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

2015年8月

債券売出届出目論見書



Experts in international financing

スウェーデン輸出信用銀行

スウェーデン輸出信用銀行 2020年8月27日満期
為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付
円／トルコリラ デジタルクーポン・デュアル債券

－ 売 出 人 －

S M B C 日興証券株式会社

本債券売出届出目論見書（以下「本書」といいます。）により行うスウェーデン輸出信用銀行 2020年8月27日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円／トルコリラ デジタルクーポン・デュアル債券（以下「本債券」といいます。）の売出しにつきましては、発行者は、金融商品取引法第5条および第27条の規定に基づき有価証券届出書を平成27年8月7日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、売出要項その他本書の記載内容については今後訂正が行われることがあります。

本債券の償還は、一定の期日における円・トルコリラ間の外国為替レートにより、トルコリラでなされることがありますので、本債券の償還金額は、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。また、本債券は、本債券の要項に従い、早期償還されることがあります。本債券の利払期日に適用される利率についても、外国為替相場の変動により差異が生じます。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項」をご参照下さい。

本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を受けるべきであり、本債券の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに耐え得る投資家のみが本債券への投資を行って下さい。

売出債券に関するリスク要因

本債券への投資のリターンは、円・トルコリラ間の為替レートの動向等により影響を受ける。かかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本債券の投資に適している。本債券への投資を予定する投資家は、本債券へ投資することが適当か否か判断する際に、主に以下のリスク要因を検討すべきである。

価格変動リスク

本債券の市場価格は、金利の動向およびその水準の変化ならびに金利の変動性（ボラティリティ）によって変動する。このため、本債券を途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

為替変動リスク

本債券の償還方法は円・トルコリラ間の為替レートに基づいて決定される。このためトルコリラ建てで償還された場合、本債券の償還額を円換算した金額は、円・トルコリラ間の為替レートにより変動し、額面または投資額を下回るおそれがある。

利率変動リスク

本債券の利率は、2015年11月27日の利払期日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2016年2月27日以降の各利払期日については、円・トルコリラ間の為替レートにより適用される利率が変動する。関連する各利率判定日の参照為替が利率判定為替を下回る円高の場合、関連する連動利払期日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となる。

投資利回りリスク

本債券の満期償還額が額面金額を下回る場合には、本債券の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本債券よりも有利な条件の類似する債券が同一の発行者から発行される可能性もある。

早期償還による再運用リスク

本債券は、満期償還日より前に償還されることがある。この場合、償還された金額を再運用するときの利回りが、仮に本債券が存続した場合の利回りを下回ることがある。

信用リスク

本債券には発行者の信用状況の変化によるリスクがある。信用状況の変化は発行者の経営状況もしくは財務状況の変化によって、またはこれに対する外部評価の変化によって、生じる。これにより、利払いまたは償還が当初の約束どおり行われぬ可能性があり、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（購入）しようとするとき、需要（供給）がないため、有価証券を希望する時期または価格で売却（購入）することが困難となるリスクである。そのため、本債券も売却希望時に直ちに売却換金することが困難な場合がある。万一途中売却される場合、発行者の信用力または知名度や市場環境等によって売却価格が投資元本を下回ることがある。

カントリーリスク

本債券が発行される国や償還通貨の主権国の政治情勢、経済情勢または社会情勢の混乱等により、本債券の償還金額の円貨への交換や送金ができない場合または本債券の売買が制限される場合がある。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本債券についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。下記「8 課税上の取扱い（2）日本国の租税」を参照のこと。本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計顧問または税務顧問に相談する必要がある。

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 27 年 8 月 7 日

【発行者の名称】 スウェーデン輸出信用銀行
(AKTIEBOLAGET SVENSK EXPORTKREDIT)

【代表者の役職氏名】 社長 カトリン・フランソン
(Catrin Fransson - President)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 犬 島 伸 能

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー
長島・大野・常松 法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 犬 島 伸 能

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー
長島・大野・常松 法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集債券に関する基本事項	1
第2 売出債券に関する基本事項	1
1 売出要項	1
2 利息支払の方法	3
3 償還の方法	6
4 元利金支払場所	8
5 担保又は保証に関する事項	11
6 債券の管理会社の職務	11
7 債権者集会に関する事項	12
8 課税上の取扱い	13
9 準拠法及び管轄裁判所	15
10 公告の方法	15
11 その他	16
募集又は売出しに関する特別記載事項	19
第3 資金調達の目的及び手取金の使途	20
第4 法律意見	20
第二部 参照情報	21
第1 参照書類	21
第2 参照書類の補完情報	21
第3 参照書類を縦覧に供している場所	21
提出者が金融商品取引法第27条において準用する 同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	22
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実	24
有価証券報告書の「発行者の概況」に記載されている事項のうち主要なものを 要約した書面	41

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

(1)【売出人】

会社名	住所
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2)【売出債券の名称及び記名・無記名の別】	スウェーデン輸出信用銀行2020年8月27日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円／トルコリラ デジタルクーポン・デュアル債券 (以下「本債券」という。) 無記名式(注5)(注9)
(3)【券面総額】	50億円(予定)(注1)
(4)【各債券の金額】	100万円(各本債券の額面金額および計算基礎額)(注4)
(5)【売出価格及びその総額】	売出価格 額面金額の100.00% 売出価格の総額 50億円(予定)(注1)
(6)【利率】	各本債券の計算基礎額に対して、 (i) 2015年8月27日(当日を含む。)から2015年11月27日(当日を含まない。)までの期間： 年率(未定)% (年7.00%以上年11.00%以下を仮条件とする。) (ii) 2015年11月27日(当日を含む。)から満期償還日または(場合により)強制早期償還日(いずれも当日を含まない。)までの期間： (イ) 関連する利率判定日の参照為替が利率判定為替と等しいかそれを上回る円安である場合 年率(未定)% (年7.00%以上年11.00%以下を仮条件とする。) (ロ) 関連する利率判定日の参照為替が利率判定為替を下回る円高である場合 年率0.10% (注1)(注2)

(7) 【償還期限】	2020年8月27日（ロンドン時間）（注3）
(8) 【売出期間】	2015年8月18日から2015年8月26日まで（注10）
(9) 【受渡期日】	2015年8月28日（日本時間）（注10）
(10) 【申込取扱場所】	売出人の本店、日本における各支店および各営業所ならびに下記注記記載の登録金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所（注4）

(11) 【売出しの委託契約の内容】

該当なし

(12) 【債券の管理会社】

該当なし

財務代理人

ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)

連合王国 ロンドン市 EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート 1 ウィンチェスター・ハウス

(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom)

(以下「財務代理人」といい、財務代理人であるドイチェ・バンク・アーゲーを継承する者を含む。)

(13) 【振替機関】

該当なし

(14) 【財務上の特約】

担保提供制限

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、発行者およびそのいずれの子会社も、現在または将来の借入金債務を担保するために、発行者およびかかる子会社の現在または将来の収入または資産の上に、いかなる抵当権、先取特権（法律の適用により発生する先取特権を除く。）、質権その他の担保権（ただし、発行者またはかかる子会社が購入した財産の購入価格の全部または一部を担保するためにかかる財産上に設定された抵当権、先取特権、質権その他の担保権を除く。）も設定せず、また設定することを許容しないことを約束する。ただし、本債券の条項に従い同時に同一または同等の担保権によって本債券が担保される場合はこの限りでない。

(注1) 本債券のユーロ市場における発行総額は50億円（予定）である。本債券の発行に関する未定および予定の条件は、需要状況を勘案した上で、2015年8月中旬までに決定される予定である。なお、最終的に決定される券面総額および売出価格の総額は、需要状況次第で、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。また利率は、上記の仮条件と相違する可能性がある。

(注2) 利率判定日、参照為替および利率判定為替の定義については下記「2 利息支払の方法」を、強制早期償還日の定義については「3 償還の方法 (2) 強制早期償還」を参照のこと。

(注3) 本債券の満期償還は、2020年8月27日（以下「満期償還日」という。）において、下記「3 償還の方法 (1) 満期における償還」に従い、日本円またはトルコリラによりなされる。満期償還日に係る支払日は、下記「4 元利金支払場所 (6)」に従って調整されることがある。

また、本債券は、下記「3 償還の方法 (2) 強制早期償還」に記載するとおり、円・トルコリラ間の為替相場の変動により、関連ある強制早期償還日に強制早期償還される可能性がある。その他の早期償還については下記「3 償還の方法 (3) 税制上の理由による早期償還」、「3 償還の方法 (4) 違法性を理由とする早期償還」および「11 その他 (1) 債務不履行事由」を参照のこと。

(注 4) 売出人は、金融商品取引法第 33 条の 2 に基づく登録を受けた金融機関（以下「登録金融機関」という。）および同法第 66 条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱いに関する金融商品仲介業務を一部委託している。

本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われぬ。なお、本債券の券面に関する事項については下記「11 その他 (2) 本債券の様式」を参照のこと。

本債券についての申込単位は、100 万円の整数倍とする。

(注 5) 本債券は、スウェーデン輸出信用銀行の金額無制限継続債券発行プログラム（以下「プログラム」という。）および本債券に関するプライシング・サプルメント（以下「関連プライシング・サプルメント」という。）に基づき、2015 年 8 月 27 日（以下「発行日」という。）（注 10）に発行され、売出人と同一グループ会社である英国 SMBC 日興キャピタル・マーケット会社により引き受けられる。本債券はいかなる取引所にも上場されない。

(注 6) 本債券は、アメリカ合衆国 1933 年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、1986 年合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

(注 7) 本書中の「発行者」または「SEK」とはスウェーデン輸出信用銀行（Aktiebolaget Svensk Exportkredit）を指す。発行者の事業年度は 1 月 1 日から同年の 12 月 31 日までである。

(注 8) 別段の記載のない限り、本書中の「トルコリラ」はトルコ共和国の法定通貨であるトルコリラを、「米ドル」はアメリカ合衆国ドルを、「クローナ」はスウェーデンクローナを、「円」は日本円を、「ユーロ」は経済通貨同盟の第三段階の開始に伴い導入された単一通貨で、ユーロの導入に関する 1998 年 5 月 3 日の EU 理事会規則 No 974/98 の第 2 条（その後の修正を含む。）に定義されているものを指す。2015 年 8 月 4 日現在における株式会社三菱東京 U F J 銀行発表の (i) クローナの日本円に対する対顧客電信売相場は、1 クローナ=14.72 円、(ii) ユーロの日本円に対する対顧客電信売相場は、1 ユーロ=137.08 円、(iii) 米ドルの日本円に対する対顧客電信売相場は、1 米ドル=125.03 円、および (iv) トルコリラの日本円に対する対顧客電信売相場は、1 トルコリラ=47.15 円であった。

(注 9) 本債券に関し、発行者の申込により、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または当該信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

本書の日付現在、発行者は、その長期非劣債券（外貨建）につき、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リンク（以下「ムーディーズ」という。）より Aa1 の格付を、またスタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス（以下「S&P」という。）より AA+ の格付を付されている。

本債券について、本書の日付現在において個別の格付は取得していない。

ムーディーズおよび S&P は、信用格付事業を行っているが、本書の日付現在、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第 313 条第 3 項第 3 号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよび S&P については、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第 2 号）およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第 5 号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

(注 10) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね 1 週間程度の範囲で繰り下げることがある。

2 【利息支払の方法】

各本債券の利息は、下記「適用利率の決定」の記載に従い決定される利率（年率）で、利息起算日である 2015 年 8 月 27 日（当日を含む。）からこれを付し、満期償還日の 2020 年 8 月 27 日（当日を含まない。）まで、2015 年 11 月 27 日をはじめとする毎年 2 月 27 日、5 月 27 日、8 月 27 日および 11 月 27 日（以下それぞれ「利払期日」という。）に、利息起算日または直前の利払期日（当日を含む。）から当該利払期日（当日を含まない。）までの期間（以下それぞれ「利息期間」という。）について日本円で後払いされる。

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (1) 固定利率：2015年8月27日（当日を含む。）から2015年11月27日（当日を含まない。）までの期間（以下「固定利息期間」という。）については、年率（未定）%（年7.00%以上年11.00%以下を仮条件とする。）。すなわち、各本債券の計算基礎額につき、2015年11月27日に、その日（当日を含まない。）までの利息として、（未定）円が後払いされる。
- (2) 変動利率：2015年11月27日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの期間（以下「連動利息期間」という。）については、2016年2月27日を初回とし満期償還日を最終回とする利払期日（以下「連動利払期日」という。）に、各連動利払期日（当日を含まない。）までの3ヶ月間の期間についての利息（以下「連動利息額」という。）が後払いされる。各利息期間に適用される利率および各連動利払期日に支払われる各本債券の計算基礎額当たりの利息額は、計算代理人（以下に定義する。）の単独の裁量により以下に従って決定される。
 - (i) 関連する利率判定日の参照為替が利率判定為替と等しいかそれを上回る円安である場合、関連する利息期間に適用される利率は、年率（未定）%（年7.00%以上年11.00%以下を仮条件とする。）とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券の計算基礎額につき、（未定）円とする。
 - (ii) 関連する利率判定日の参照為替が利率判定為替を下回る円高である場合、関連する利息期間に適用される利率は、年率0.10%とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券の計算基礎額につき、250円とする。

利払期日が営業日（下記「4 元利金支払場所（7）」に定義される。）でない場合には、当該利払期日は翌営業日とする。なお、いかなる場合にも当該利払期日に支払われるべき利息額について調整は行われない。

計算代理人は、各本債券の利息額および／または計算代理人が決定する必要があるその他の金額を決定した後、可及的速やかに、かつ2営業日以内に、関連ある支払代理人（下記「4 元利金支払場所（1）」に定義される。）、発行者および本債券の所持人にかかる計算を通知するものとする。計算代理人は、関連ある利息期間の延長または短縮が行われる場合、通知をすることなしに利息額を再計算する権利を有する。

本書中において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「計算代理人」とは、（未定）または正当に授権されたその承継者をいう。

「参照為替」とは、円／ユーロ参照為替（以下に定義する。）をトルコリラ／ユーロ参照為替（以下に定義する。）で除した値をいう。ただし、その商の少数第3位を四捨五入するものとする。

「決定日」とは、(i) 利率判定日については、連動利払期日に関連する支払日（以下に定義する。）の15営業日前の日をいい、(ii) 強制早期償還判定日（下記「3 償還の方法（2）強制早期償還」に定義される。）については、強制早期償還日に関連する支払日の15営業日前の日をいい、(iii) 最終償還判定日（下記「3 償還の方法（1）満期における償還」に定義される。）については、満期償還日に関連する支払日の15営業日前の日をいい、(iv) 本債券におけるその他の支払については、かかる支払期日の15営業日前の日をいう。

「基準為替」とは、発行日の参照為替をいう。

「支払日」とは、本債券に関して支払われるべき金額の支払を要する日をいい、かかる日は、「4 元利金支払場所 (7)」の規定に従って調整されることがある。

「円／ユーロ参照為替」とは、ロイター・スクリーン「ECB37」（またはかかるサービスのかかるページに代替するページ）に表示される関連する日の午後 2 時 15 分（中央ヨーロッパ標準時）頃における 1 ユーロ当たりの円の数値として表示される円／ユーロ為替相場の直物レートをいう。ただし、かかるレートの気配値が、当該日（または、当該価格参照元によって、通常の業務過程で当該日のためのレートが公表または発表される日）の当該時刻にロイター・スクリーン「ECB37」（またはかかるサービスのかかるページに代替するページ）に表示されない場合、円／ユーロ参照為替は、計算代理人のその単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法で決定される。

「トルコリラ／ユーロ参照為替」とは、ロイター・スクリーン「ECB37」（またはかかるサービスのかかるページに代替するページ）に表示される関連する日の午後 2 時 15 分（中央ヨーロッパ標準時）頃における 1 ユーロ当たりのトルコリラの数値として表示されるトルコリラ／ユーロ為替相場の直物レートをいう。ただし、かかるレートの気配値が、当該日（または、当該価格参照元によって、通常の業務過程で当該日のためのレートが公表または発表される日）の当該時刻にロイター・スクリーン「ECB37」（またはかかるサービスのかかるページに代替するページ）に表示されない場合、トルコリラ／ユーロ参照為替は、計算代理人のその単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法で決定される。

「取引日」とは、2015 年 8 月 12 日をいう。

「利率判定日」とは、決定日をいう。

「利率判定為替」とは、基準為替から 8.00 円を引いて得られるレートをいう。

「トルコリラ」には、トルコ共和国の法定承継通貨（以下「承継通貨」という。）が含まれるとみなされる。取引日以降、利払期日、早期償還される日または償還期限以前のいずれかの時に、トルコ共和国が取引日現在に有効であったその通貨または承継通貨（以下「原通貨」という。）を別の承継通貨のために適法に廃止し、変換し、通貨の呼称単位を変更し、または交換する場合、本書に基づく金額を計算するため、原通貨は、原通貨の額を原通貨に対する承継通貨の比率で乗じることにより承継通貨に転換される。かかる比率は、廃止、変換、呼称単位の変更または交換が行われた日に原通貨を承継通貨に転換するために計算代理人の単独かつ完全なる裁量によりトルコ共和国が設定した交換レートに基づき計算される。かかる日が複数ある場合には、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により関連ある利払期日、関連ある早期償還される日または償還期限（場合による。）の直近日を選択するものとする。

各本債券には、償還日以降は利息が付されない。ただし、適法な本債券の呈示がなされたにもかかわらず、償還金額（以下に定義する。）の支払が不当に留保または拒絶された場合は、各本債券に対し、(i) 当該本債券に関してその日までに支払期日が到来している全額が所持人によりもしくはそのために受領された日、または (ii) 財務代理人が所持人に対して、財務代理人が本債券に関して通知から 7 日後の日までに支払期日が到来する全額を受領したことを通知した日から 7 日目の日（ただし、その後の支払に不履行があった場合を除く。）のいずれか早い方の日まで（判決の前後を問わず）、本「2 利息支払の方法」に従って、継続して利息が付される。

「償還金額」とは、適宜、下記「3 償還の方法」の「(1) 満期における償還」、「(2) 強制早期償還」、「(3) 税制上の理由による早期償還」、「(4) 違法性を理由とする早期償還」または下記「11 その他 (1) 債務不履行事由」により償還される償還金額を意味する。

各本債券につき、利息金額が指定されていない期間に対して支払われるべき利息を計算する必要がある場合には、その利息の額は、各本債券の計算基礎額に、2015年8月27日（当日を含む。）から2015年11月27日（当日を含まない。）までの間の期間については本「2 利息支払の方法 適用利率の決定（1）」に記載の利率を、また2015年11月27日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの間の期間については本「2 利息支払の方法 適用利率の決定（2）」の規定に従って得られる利率を適用し、その積に下記の算式に基づき当該期間の日数を360で除して算出される商を乗じて得られた数値（1円未満を四捨五入）に、更に本債券の額面金額を計算基礎額で除した割合を乗ずることにより計算される。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、当該期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、当該期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、当該期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、当該期間の日数は、当該期間の初日（当日を含む。）から当該期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。

3【償還の方法】

(1) 満期における償還

本債券が償還期限前に償還または買入消却されない限り、下記「4 元利金支払場所」の規定に従い、各本債券は、発行者により2020年8月27日に、以下に従って最終償還判定日に計算代理人が決定する金額（以下「満期償還額」という。）にて償還される。

(i) 最終償還判定日の参照為替が、償還判定為替（以下に定義する。）と等しいかそれを上回る円安の場合、満期償還額は、各本債券の計算基礎額につき100万円とする。

(ii) 最終償還判定日の参照為替が、償還判定為替を下回る円高の場合、満期償還額は、各本債券の計算基礎額につき、以下の算式に従って計算されるトルコリラ額（0.01トルコリラ未満は四捨五入）となる。

$$\text{満期償還額} = \frac{\text{各本債券の計算基礎額} \times 100 \text{ 万円}}{\text{基準為替}}$$

本項において、

「最終償還判定日」とは、決定日をいう。

「償還判定為替」とは、基準為替から 12.00 円を引いて得られるレートをいう。

満期償還額が決定され次第、計算代理人は財務代理人に対しかかる満期償還額を通知し、財務代理人は計算代理人より通知を受領次第、発行者および本債券の所持人に対し同様の内容を通知する。

(2) 強制早期償還

いずれかの強制早期償還判定日において、参照為替が強制早期償還判定為替（以下に定義する。）と等しいかそれを上回る円安になったと計算代理人が決定した場合（下記「11 その他(9) 計算代理人」の規定に従う。）、各本債券は、本債券の所持人に通知することなく、関連する強制早期償還日にそのすべて（一部は不可）が各本債券の計算基礎額につき 100 万円で強制早期償還される。

「強制早期償還判定日」とは、決定日をいう。

「強制早期償還日」とは、2015 年 11 月 27 日（当日を含む。）から 2020 年 5 月 27 日（当日を含む。）までの毎年 2 月 27 日、5 月 27 日、8 月 27 日および 11 月 27 日をいう。かかる強制早期償還日が営業日ではない場合、強制早期償還日は翌営業日まで延期される。

「強制早期償還判定為替」とは、以下に記載された強制早期償還日に対応する、以下の表に記載された為替をいう。

強制早期償還日	強制早期償還判定為替
2015 年 11 月 27 日	基準為替 + 3.00 円
2016 年 2 月 27 日	基準為替 + 2.50 円
2016 年 5 月 27 日	基準為替 + 2.00 円
2016 年 8 月 27 日	基準為替 + 1.50 円
2016 年 11 月 27 日	基準為替 + 1.00 円
2017 年 2 月 27 日	基準為替 + 0.50 円
2017 年 5 月 27 日	基準為替
2017 年 8 月 27 日	基準為替 - 0.50 円
2017 年 11 月 27 日	基準為替 - 1.00 円
2018 年 2 月 27 日	基準為替 - 1.50 円
2018 年 5 月 27 日	基準為替 - 2.00 円
2018 年 8 月 27 日	基準為替 - 2.50 円
2018 年 11 月 27 日	基準為替 - 3.00 円
2019 年 2 月 27 日	基準為替 - 3.50 円
2019 年 5 月 27 日	基準為替 - 4.00 円
2019 年 8 月 27 日	基準為替 - 4.50 円
2019 年 11 月 27 日	基準為替 - 5.00 円
2020 年 2 月 27 日	基準為替 - 5.50 円
2020 年 5 月 27 日	基準為替 - 6.00 円

計算代理人は、強制早期償還判定日において強制早期償還を生ぜしめる事由の発生の有無を判断した後実務上可能な限り速やかに、かつ 2 営業日以内に、財務代理人および発行者にその旨通知し、財務代理人は下記「10 公告の方法」に従い本債券の所持人にその旨通知する。

(3) 税制上の理由による早期償還

以下の場合、本債券は、発行者の選択により、30 日以上 60 日以下の事前の通知（かかる通知は取消不能とする。）を所持人に対して行った後、市場価値償還額をもって、その全部（一部は不可。）を (i) 固定利息期間については随時、(ii) 固定利息期間以外の期間については

関連ある利払期日に償還することができる。本書において、「市場価値償還額」とは、経過利子を含む（もしあれば）計算代理人の単独かつ完全なる裁量で決定される本債券の市場価値（市場実勢金利および本債券に含有される信用リスクを参照するが、それらに限らない。）から、早期償還の結果、発行者が負担することとなった裏付となる、および／または関連するヘッジの取決めの清算の為の合理的な費用を控除した金額をいう。

(イ) 発行者が、スウェーデン王国またはスウェーデン王国のもしくはスウェーデン王国内の下部行政主体もしくは課税当局の法令に対する変更または修正、またはかかる法令（管轄裁判所の判決を含む。）の適用もしくは公的解釈における変更（発行日以後に生じたものに限る。）が生じたことにより、下記「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」に定められたまたは記載された追加額を支払わなければならないかまたは支払う義務を負うことになる場合であって、かつ

(ロ) 発行者が、発行者に対して利用可能な合理的な措置を講じても、当該義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還通知は、もしその時点で本債券に関する支払期日が到来しているとしたならば、発行者が当該追加額の支払義務を負うことになる最も早い日の (i) 90 日以上前（固定利息期間について）、(ii) 直前の利払期日の 60 日以上前（固定利息期間以外の期間について）にはなされないものとする。

本段落に基づく償還通知に先立ち、発行者は財務代理人に対して、発行者がかかる償還を有効になす権利を有することを記載し、かかる償還をなすための発行者の権利の前提条件が発生していることを示す事実を表明した、発行者の執行委員会 (Executive Committee) の 2 名の委員により署名された証明書を交付する。本項において述べているかかる通知の期間の満了により、発行者は、本項に従って本債券を償還する義務を負う。

(4) 違法性を理由とする早期償還

本債券に基づく発行者の義務の履行または本債券に基づく発行者のポジションをヘッジするためのあらゆる取り決めが、全部または一部を問わず、現在または将来において適用ある、政府、行政、立法もしくは司法に関する権限を有する者による法、規則、規制、判断、命令もしくは通達を遵守した結果またはそれらの解釈により、非合法、違法もしくは禁止事項となった、またはそうなるであろうと計算代理人が誠意をもって決定した場合には、発行者は、下記「10 公告の方法」に従い 3 日以上 30 日以下の事前の通知（かかる通知は取消不能とする。）を所持人に対して行った後、本債券の全部（一部は不可）を市場価値償還額で償還することができる。

(5) 買入消却

発行者は、公開市場その他において、随時いかなる価格でも本債券を買入れることができる。買入れられた本債券は、保有、再販売、または消却のために提出できる。

本項に基づき消却のために提出されたすべての本債券は、（期限未到来の利札すべてが付されているか、共に提出されたことを条件として）即時に消却されるものとし、再販売または再発行することはできない。

4 【元利金支払場所】

(1) 当初の支払代理人およびその指定事務所：

ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)

連合王国 ロンドン市 EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート 1 ウィンチェスター・ハウス

(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom)

ドイチェ・バンク・ルクセンブルク・エス・アー (Deutsche Bank Luxembourg S.A.)

ルクセンブルク市 L-1115 ブールバール・コンラート・アデナウアー 2

(2 Boulevard Konrad Adenauer, L-1115 Luxembourg)

ドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービス (アイルランド) リミテッド

(Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited)

アイルランド ダブリン3 イーストポイント・ビジネス・パーク ピナクル2 6階

(Sixth Floor, Pinnacle 2, Eastpoint Business Park, Dublin 3, Ireland)

(以下「支払代理人」といい、財務代理人契約(下記「6 債券の管理会社の職務」に定義される。)に従って選任された代替または追加の支払代理人を含む。)

発行者は、いつでも、支払代理人(財務代理人を含む。)の指名を変更もしくは終了する権利および追加のもしくはその他の支払代理人もしくは計算代理人を指名する権利を有する。ただし、発行者は、常に(i)財務代理人を維持し、(ii)2000年11月26日から同年11月27日に開催された経済相・蔵相理事会会議の決定を実施する欧州理事会指令(European Council Directive)2003/48/ECその他の指令、またはかかる指令を実施もしくは遵守する法律、またはかかる指令を遵守するために制定される法律に従って、税金を源泉徴収または控除する義務を負わない欧州連合加盟国内に支払代理人を維持し、(iii)FATCA源泉徴収(以下に定義する。)を控除されることなく本債券に基づく支払を受領する権利を有する支払代理人を維持し、また(iv)計算代理人を維持する。支払代理人は、いつでも、その指定事務所を、同一の都市にある他の事務所に変更する権利を有する。計算代理人、支払代理人またはそれらの指定事務所の変更の通知は、下記「10 公告の方法」に従って所持人に対して速やかに行われる。

- (2) 元本：元本の支払は、償還金額がトルコリラで支払われる場合にはイスタンブールに所在する銀行宛振出のトルコリラ建小切手により、または受取人がイスタンブールに所在する銀行に維持するトルコリラ建の口座への送金により、また、償還金額が日本円で支払われる場合および利息の支払の場合には東京に所在する銀行宛振出の円建小切手により、または受取人が東京に所在する銀行に維持する円建の口座への送金により、米国外に所在する関連ある支払代理人の指定事務所において本債券の呈示および(全額が支払われる場合は)提出と引換えによってのみなされる。

利息：利息の支払は、下記(3)を条件として、上記元本の場合と同じ方法により、米国外に所在する関連ある支払代理人の指定事務所においてしかるべき利札の呈示および(全額が支払われる場合は)提出と引換えによってのみなされる。

ニューヨークにおける支払：(i)発行者が、支払期日到来時に支払われるべき通貨により本債券に関する利息の全額を支払代理人が支払うことができると合理的に予測して、米国外の支払代理人を指名する場合、(ii)当該支払代理人すべての事務所におけるかかる利息の全額の支払が違法であるか、または為替管理もしくはその他同様の制限により妨げられる場合、および(iii)支払が適用ある米国法により許容される場合には、元本または利息の支払はニューヨークにおける支払代理人の指定事務所で行なわれる。

- (3) 支払期限の到来した利札に関する以外の利息の支払は、米国外(または上記(2)の第3段落により許容される場合にはニューヨーク)に所在する支払代理人の指定事務所において、関連ある本債券を呈示することによってのみなされる。
- (4) 財務法に従った支払：本債券に関する支払はすべて、いかなる場合においても、(i)支払場所において適用ある財務またはその他の法令に従うものとするが、下記「8 課税上の取扱い(1)スウェーデン王国の租税」の規定を害しないものとし、また、(ii)下記「8 課税上の取扱い(1)スウェーデン王国の租税」の規定にかかわらず、1986年合衆国内国歳入法第

1471 条(b)項に記載された契約に従って要求される源泉徴収もしくは控除、またはその他の同歳入法第 1471 条から第 1474 条、同歳入法に基づく規定もしくは契約、その正式な解釈、もしくはこれらに対する政府間の提案を実施するあらゆる法律に従って課税される源泉徴収もしくは控除に従うものとする（以下「FATCA 源泉徴収」という。）。かかる支払につき、本債券または利札の所持人に対して、いかなる手数料または費用も課せられない。

- (5) 固定利息の利札については、本債券が、これに関するすべての期限未到来の利札が付されずに呈示された場合は、欠缺利札の総額に等しい金額が支払われるべき元本金額から差し引かれる。ただし、支払可能な総額が支払われるべき元本金額に満たない場合は、当該欠缺利札の総額のうち、実際に支払可能な総額の支払われるべき元本金額に対する割合に相当する金額が差し引かれる。

このようにして差し引かれた元本金額はそれぞれ、関連ある欠缺利札の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えに支払われる。

- (6) 変動利息の利札については、上記「3 償還の方法」の「(2) 強制早期償還」、「(3) 税制上の理由による早期償還」および「(4) 違法性を理由とする早期償還」ならびに下記「11 その他 (1) 債務不履行事由」による早期償還日に、本債券に関連ある期限未到来の利札（本債券に付されているか否かを問わない。）はすべて無効となり、当該利札に関する支払はなされない。

- (7) 本債券または利札のいずれかに関するある金額の支払期日が、支払に関する営業日でない場合、かかる支払期日は翌営業日まで延長され、その所持人は、かかる期日まで当該金額の支払を受ける権利を有しない。かかる調整によりいかなる追加利息その他一切の支払も行われることはない。

「営業日」とは、(A) 支払に関しては、(a) TARGET 日（以下に定義する。）にあたる日、かつ商業銀行および外国為替市場がロンドン、ニューヨーク、東京およびイスタンブールにおいて一般に支払の決済を行う日であり、(b) (i) 呈示または提出場所において、持参人払式証券の呈示および支払のためまたは債券の券面の提出のために、および外国為替取引のために、銀行が営業を行う日であり、また (ii) 口座への送金による支払の場合は、TARGET 日にあたる日、かつロンドン、ニューヨーク、東京およびイスタンブールにおいて外国為替取引が行われる日であり、また (B) 利息の発生、償還金額の計算、ならびに本書に基づいて必要とされるその他の計算、決定および評価を行うこと、または通知勧告を行うことに関連する事項については、TARGET 日にあたる日、かつロンドン、ニューヨーク、東京およびイスタンブールにおいて営業を行っている日をいう。

「TARGET 日」とは、TARGET (Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer) システム (2007 年 11 月 19 日に開始された TARGET2 として知られている。) が利用可能な日をいう。

- (8) 支払代理人が、支払のために支払代理人に対して呈示された本債券または利札のいずれかにつき、その一部を支払う場合、当該支払代理人は、その支払金額と日付を含む記載を当該本債券または利札に裏書する。

- (9) 大券に関するすべての支払は、支払代理人または支払代理人が指図する者に対する大券の呈示、また（すべての経過利息とともに元本を完済する場合には）大券の提出によりなされ、本債券に関する発行者の対応する債務を弁済および免責する効果を有する。大券に関する元利金の支払がなされる各場合において、発行者はかかる支払の旨が大券付属の別紙に記入されるようにする。

- (10) 計算代理人が、誠実に、その単独かつ完全なる裁量により、発行者の支配の及ばない事由により円またはトルコリラ（場合による。）で支払うことができないと判断する場合（以下

「通貨障害事由」という。)、通貨障害事由の発生後に本債券または利札に関して支払われるべき金額の支払は、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定する、米ドルまたはユーロ(円建またはトルコリラ建(場合による。))の当該支払われるべき金額と同等の金額)で行われるものとする。通貨障害事由の通知(かかる通知は取消不能とする。)は、下記「10 公告の方法」に従って所持人になされるものとする。

5【担保又は保証に関する事項】

本債券は、法律により(ただし、契約にはよらない。)強制的に優先される債務を除き、発行者の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、その間に優先関係はなく、発行者のその他のすべての現在および将来における未履行の無担保かつ非劣後の借入金債務と同順位である。

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、発行者およびそのいずれの子会社も、現在または将来の借入金債務を担保するために、発行者およびかかる子会社の現在または将来の収入または資産の上に、いかなる抵当権、先取特権(法律の適用により発生する先取特権を除く。)、質権その他の担保権(ただし、発行者またはかかる子会社が購入した財産の購入価格の全部または一部を担保するためにかかる財産上に設定された抵当権、先取特権、質権その他の担保権を除く。)も設定せず、また設定することを許容しないことを約束する。ただし、本債券の条項に従い同時に同一または同等の担保権によって本債券が担保される場合はこの限りでない。

6【債券の管理会社の職務】

該当なし

財務代理人の職務

- (1) 発行者は、支払期日が到来した本債券に関する利息および元本、または償還金額(場合による。)を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日以前に、当該本債券に関してその時点で支払われるべき元本、償還金額または利息(場合による。)に相当する金額を支払う。
発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、その限度において(ただし、期限が到来しているか否かを問わない。)、財務代理人は、当該支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、上記「4 元利金支払場所」の記載に従い、当該支払代理人により支払われた金額と同額を当該支払代理人が財務代理人に対する通知により指定した銀行への振込の方法により支払う。
- (2) 本債券または利札を喪失、盗失、汚損、毀損または滅失した場合、すべての適用ある法律に従い、請求者が再発行におけるすべての費用を支払い、かつ、発行者および財務代理人が要求する証拠、担保、補償およびその他の条件を満たした場合、財務代理人の指定事務所において、かかる本債券または利札は再発行される。汚損または毀損した本債券または利札は、再発行される前に提出されなければならない。
- (3) 財務代理人は、発行者、ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店、ドイチェ・バンク・ルクセンブルク・エス・アー、ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズおよびドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービスズ(アイルランド)リミテッドとの間で締結された2015年3月27日付財務代理人契約(その後の修正または補足を含み、以下「財務代理人契約」という。)に定めるその他の義務および職務を遂行する。

7【債権者集会に関する事項】

財務代理人契約は、本債券に適用される要項の修正または放棄を含め、本債券の所持人の利益に影響を及ぼす事項を審議するための債権者集会を開催するための規定を有する。

発行者は、何時にても債権者集会を招集することができ、または本債券の元本残高の10分の1以上を有する本債券の所持人の書面による要求があった場合には、本債券の債権者集会を招集しなければならない。招集の日時および場所を記載した少なくとも21日前の通知が本債券の所持人に付与される。

かかる集会において、本債券もしくは議決権証書を保有しているか、または代理人であり、かつ本債券の元本残高の過半数を保有し、もしくは代表する1名以上の者（発行者およびそのノミニールを除く。）が出席した場合には、議題の審議のための定足数を構成する。

集会に提出された各議案は、先ず挙手により決定されるものとし、可否同数の場合には、議長が挙手および投票の双方に関して、本債券の所持人として有する議決権（もしあれば）に加えて、決定票を有する。

債権者集会は、本債券に関して、要項中の規定に従うことを条件として、財務代理人契約書添付の「債権者集会に関する規定」第17項以前に記載されている規定により付与される権限に加えて、当該「債権者集会に関する規定」により第三者に付与される権限を損なうことなく、特別決議（以下に定義する。）により行使可能な次の権限を有する。

- (a) 本債券の所持人または利札の所持人の発行者に対する権利に関して、かかる権利が本債券その他に基づき生じるかどうかにかかわらず、変更、廃止、修正、和解または調整につき、発行者の提案を承認する権限。
- (b) 本債券を、発行者もしくは設立済もしくは設立予定のその他の法人の他の債務証書もしくは証券に交換、代替または転換することを承認する権限。
- (c) 本債券もしくは利札、要項、財務代理人契約書添付の「債権者集会に関する規定」または財務代理人契約に記載されている条項に関して、発行者が提案する変更に同意する権限。
- (d) 本債券に適用される要項に基づく義務の発行者による違反もしくはそのおそれ、または本債券に適用される要項に基づき債務不履行事由を構成することになる作為もしくは不作為に関して、権利を放棄し、または容認する権限。
- (e) 財務代理人またはその他の者に対して、特別決議を実行し、その効力を発生させるために必要な一切の書類、行為および事項の協力、作成および実施を授権する権限。
- (f) 本債券に適用される要項に基づき特別決議により付与されることが必要な権能、指図または承認を付与する権限。
- (g) 本債券に関して、本債券の所持人の権利を代表する受任者として、何人（本債券の所持人であるかどうかを問わない。）かを任命し、またかかる本債券の所持人が特別決議により自ら行使することができる権能または裁量権を、当該受任者に付与する権限。

適法に招集され、開催された本債券に関する債権者集会で可決された特別決議は、当該集会への出席の有無を問わず、すべての本債券の所持人を拘束し、また本債券に関するすべての利札所持人を拘束するものとし、かつこれに応じて、本債券および利札の各所持人は、本債券に関して、かかる決議の効力を承認することを義務づけられるものとする。かかる決議の可決は、当該決議がなされた状況が可決を正当化するものであったことの確定的な証拠であるものとする。

「特別決議」とは、財務代理人契約書添付の「債権者集会に関する規定」の条項に従い適法に招集され、開催された本債券の債権者集会において、行使された議決権の4分の3以上の多数により可決された決議を意味する。

8【課税上の取扱い】

(1) スウェーデン王国の租税

(i) 追加額支払

本債券に関する元本および利息の一切の支払は、スウェーデン王国またはスウェーデン王国内の課税当局によりまたはそのために現在または将来賦課される一切の種類税金その他の課徴金を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りでない。かかる場合、発行者は、かかる源泉徴収または控除の後に本債券または利札の所持人（場合による。）が受領する純額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債券または利札（場合による。）に関して受領するはずであった元本および利息の額と等しくなるように、それぞれ必要な追加額を支払う。ただし、以下の場合においては、支払のために呈示される本債券または利札に関してかかる追加額は支払されない。

- (イ) 本債券または利札の所持以外にスウェーデン王国と関連を有することを理由として、本債券または利札に関する税金または課徴金が賦課される本債券または利札の所持人によるまたはそのための呈示である場合。
- (ロ) 所持人が、非居住者である旨の宣言その他類似の免除請求を関連課税当局に行うことによりかかる源泉徴収または控除を回避することが可能である場合。
- (ハ) 関連日（以下に定義する。）後 30 日を超える期間を経過した場合。ただし、所持人がかかる 30 日目の日に支払のために呈示をしていたならば受領する権利を有していた追加額を除く。
- (ニ) かかる源泉徴収または控除が、個人または欧州理事会指令（European Council Directive）2003/48/EC で定義された意味における残余事業体への支払に対して課されたものであり、また 2000 年 11 月 26 日から同年 11 月 27 日に開催された経済相・蔵相理事会会議の決定を実施する欧州理事会指令 2003/48/EC、その他の指令、またはかかる指令を実施もしくは遵守する法律、またはかかる指令を遵守するために制定される法律に従って、かかる源泉徴収または控除がなされるよう要求される場合。
- (ホ) 関連ある本債券または利札を欧州連合加盟国における他の支払代理人に対して呈示することによりかかる源泉徴収または控除が回避されたであろう当該本債券または利札の所持人によるまたはそのための呈示である場合。

本書における「関連日」とは、(a) かかる支払に関して支払期日が最初に到来する日、または (b) 財務代理人がかかる支払期日以前に支払われるべき金額の全額を受領しなかった場合は、下記「10 公告の方法」に従いかかる金額の全額が受領された旨の通知が所持人に対してなされた日、のいずれか遅い方の日を指す。

本債券に関する元本および利息には、本「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」に基づいて支払われる追加額が含まれる。

(ii) 課税管轄

発行者がスウェーデン王国以外の課税管轄に服することとなる場合、本書中のスウェーデン王国には、スウェーデン王国およびかかるその他の管轄が含まれると解される。

(2) 日本国の租税

以下は、2015 年 8 月 7 日現在公布されている日本国の租税に関する法令に基づく、日本国の居住者である個人および内国法人についての本債券に関する課税の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本債券のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ債券については、ある特定の条件下においては、当該債券を保有する法人では、その債券を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本債券にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本債券の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上、国税と地方税が源泉税として課される。居住者においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、日本国の居住者が、2016年1月1日以後に支払を受けるべき本債券の利息は、原則として、国税と地方税の申告分離課税の対象となる。

本債券の償還により支払を受ける金額が本債券の取得価額を超える場合のその差額は、明確な規定がないため、全く疑義無しとはしないが、償還差益として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われ、かつ、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる（所得税法第35条第1項、所得税基本通達35-1(3)）。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。本債券の償還により支払を受ける金額が本債券の取得価額を下回る場合のその差額は、明確な規定がないため、全く疑義無しとはしないが、償還差損として取り扱われるものと思われる。償還差損が日本国の居住者に帰属する場合は家事上の損失もしくは利子所得を得るための支出とする見解がみられるが、それによると、個人投資家において発生した償還差損は課税上ないものとみなされることとなる。また当該償還差損が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差損は日本国の所得に関する租税の課税対象となる課税所得から差し引かれる。上記にかかわらず、日本国の居住者が、2016年1月1日以後に本債券の償還を受けた場合の償還差益は、国税と地方税の申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者である個人が本債券を譲渡した場合の取扱いは明確ではないが、その譲渡益は原則として非課税になると思われる。ただし、債券の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が100分の150以上である債券（利子を付さない期間があるものを含む。）については、租税特別措置法第37条の16および租税特別措置法施行令第25条の15に基づきその譲渡に関する損益は総合課税の対象となる。本債券は、利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が100分の150以上になる可能性があるため、譲渡益が譲渡所得として総合課税の対象となると解される可能性もあるといえる。また、内国法人が本債券を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡損益はその内国法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。上記にかかわらず、日本国の居住者が、2016年1月1日以後に本債券を譲渡した場合には、その譲渡益は、国税と地方税の申告分離課税の対象となる。

なお、2016年1月1日以後に申告分離課税の対象となる、本債券の利息、償還差損益、および譲渡損益は、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9【準拠法及び管轄裁判所】

(1) 準拠法

本債券、財務代理人契約およびプログラムに基づき発行される債券に関して発行者によって作成された2015年3月27日付約款（その変更または補足を含む。）ならびにそれらに起因もしくは関連して生じる契約外の義務は、英国法に準拠する。

(2) 英国の裁判所

英国の裁判所は、本債券に起因もしくは関連して生じる紛争（以下「紛争」という。）を解決するための専属的な管轄権を有する。

(3) 適切な法廷

発行者は、英国の裁判所が紛争を解決する最も適した都合の良い裁判所であり、したがって、英国の裁判所が不都合または不適切な法廷であると主張しないことに合意する。

(4) 英国外で訴訟手続を行う所持人の権利

上記(2)の規定は、所持人のみのものである。したがって、本「9 準拠法及び管轄裁判所」に記載されている事項により、所持人が管轄権を有するその他の裁判所で紛争に関連する訴訟手続（以下「訴訟手続」という。）を行うことを妨げられるものではない。所持人は、法律により許容される範囲において、複数の管轄地で同時に訴訟手続を行うことができる。

(5) 送達受領代理人

発行者は、訴訟手続を開始させる書面およびかかる訴訟手続に関連して送達を要するその他の書面が現在はロンドン市 W1H 2AG、アッパー・モンタギュー・ストリート 5 (5 Upper Montagu Street, London W1H 2AG)（またはその時々英国における住所）に所在するビジネススウェーデン - スウェーデン貿易投資公団 (Business Sweden - The Swedish Trade and Invest Council) のその時々における商務参事官 (Trade Commissioner) に交付されることによって発行者に送達されうることにより合意する。上記の者の選任の効力が消滅する場合には、発行者は、いずれかの本債券の所持人の書面による請求により英国における発行者の代理人として召喚状の送達を受ける者を英国に所在する者からさらに選任する。かかる選任が15日以内に行われなるときには上記の本債券の所持人は発行者へ通知することによりかかる者を選任する権限を与えられる。本段落の規定は、法律により認められたその他の方法で訴状を送達する所持人の権利に影響を与えるものではなく、英国およびその他の管轄地における訴訟手続に適用される。

10【公告の方法】

すべての本債券が恒久大券（または恒久大券および仮大券）により表章され、かかる恒久大券（または恒久大券および仮大券）がユーロクリアまたはクリアストリーム（各々、下記「11 その他(2) 本債券の様式」に定義される。）またはその他の関連決済機関に代わって預託機関または共

通預託機関に預託されている間は、本債券の所持人への通知は関連する通知をユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関に交付することによりなすことができ、この場合、当該通知は、ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関に交付された日に本債券の所持人になされたものとみなされる。

発行者に対する通知は、発行者に対して、Klarabergsviadukten 61-63, P.O. BOX 194, SE-101 23 Stockholm, Sweden（または本段落に従って通知されたその他の住所および/もしくは宛先）宛に交付され、かつその外側に「Urgent: Attention: Back Office」と明記されていた場合に、有効になされたものとみなされ、かかる交付の時点をもって有効になされたものとみなされる。ただし、当該交付日がストックホルム市において営業が行われる日ではない場合、通知はストックホルム市における直後の営業が行われる日において有効になされたものとみなされる。

11 【その他】

(1) 債務不履行事由

以下に掲げる事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、継続している場合、本債券の所持人は、発行者に対する書面による通知を行うことにより（かかる通知は、発行者の受領により効力を生じ、かかる効力発生の日を以下「通知日」という。）、当該本債券が直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、かかる宣言をもって、当該本債券は支払期日までの経過利息とともに、かかる通知日より前に当該債務不履行事由が治癒されない限り、直ちに期限が到来し、額面金額にて償還される。

- (i) 発行者が本債券のいずれかに関する支払期日が到来したいずれかの支払を 15 日を超えて怠った場合。
- (ii) 発行者がいずれかの本債券に基づく発行者のその他の義務の履行または遵守を怠り、かつ、本債券の所持人が発行者に対し当該懈怠の治癒を要求する書面による通知をなした後 30 日間当該懈怠が継続した場合。
- (iii) いずれかの者が、発行者の借入金債務に関する債務不履行によって発行者の当該借入金債務の期限前の返済を正当に要求する権利を付与され、かつ、実際にそれを要求し、または当該借入金債務のための担保権を正当に実行する権利を付与され、かつ、実際にそれを実行し、または発行者が当該債務の返済をその履行期日もしくはその適用ある猶予期間の終了時において返済することを怠り、または借入金債務に関し発行者により与えられた保証の期限が到来し、かつ、請求を受けたにもかかわらず履行されなかった場合。ただし、本 (iii) 記載のいずれかの事由が発生しても、当該債務または当該保証に基づく発行者の責任が 10,000,000 米ドルまたは当該発生事由に係る義務の表示通貨におけるその相当額を超えない場合は、債務不履行事由を構成しない。
- (iv) いずれかの管轄裁判所において、発行者に対し破産または支払不能の手続が提起され、その開始から 60 日間却下または停止されなかった場合、または発行者が清算された場合、または発行者が自己もしくはその資産の重要な一部について管理人、管財人、清算人、受託者、仲裁人の選任を仲裁機関もしくは当局に申請し、もしくはそれらの指名がなされた場合、またはその他の方法により、会社更生、会社整理、その債務の再調整、解散もしくは清算に関する適用ある管轄地の法律、規則もしくは命令に基づく和解をし、もしくは手続を開始した場合、または期限の到来した自己の債務を支払うことができず、もしくはその支払不能を認めた場合。

本書において、「者」とは、法人格を有するか否かにかかわらず、個人、会社、法人、企業、パートナーシップ、ジョイント・ベンチャー、組合、団体、国家または国家機関その他のいずれかとする。

(2) 本債券の様式

本債券は、当初、無利札の仮大券（以下「仮大券」という。）の様式とする。仮大券は、発行日頃にユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ（本書において「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（本書において「クリアストリーム」という。）およびその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関に預託される。

本債券の仮大券は、発行日から少なくとも 40 日目の日（以下「交換日」という。）以後、非米国人実質所有証明書により、その全部または一部を、利札が付されていない恒久大券の持分に交換することができる。恒久大券の持分への交換が不当に保留または拒否される場合を除き、交換日以後は、仮大券に基づく利息の支払いは一切なされない。さらに、本債券に関する利息は、非米国人実質所有証明書なしにその支払いを受けることはできない。

発行者は、仮大券の所持人の交換請求から 7 日以内に、

(i) 財務代理人の指定事務所における仮大券の呈示および（最終交換の場合は）提出、および

(ii) 財務代理人による非米国人実質所有証明書の受領

と引換えに、当該所持人に対して（当該所持人に費用を請求することなく）、かかる恒久大券をその条項に従って、直ちに交付することを保証する。

恒久大券の元本金額は、非米国人実質所有証明書において特定された元本金額の総額に等しいものとする。ただし、いかなる場合でも、恒久大券の元本金額は、仮大券の当初の元本金額を超えないものとする。

恒久大券の元利金は、証明書が要求されることなく支払われる。

恒久大券は、(a) ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関が 14 日間継続して休業している場合（ただし、法律で定める休日による場合を除く。）または業務を永久に中止する旨を発表した場合、または (b) 上記「(1) 債務不履行事由」に記載するいずれかの状況が発生した場合は、その全部（一部は不可。）が確定様式の本債券（以下「確定債券」という。）に交換される。

恒久大券が確定債券に交換される場合はいつでも、発行者は、恒久大券の所持人の交換請求から 30 日以内に、財務代理人または財務代理人が指図する者への恒久大券の提出と引換えに、当該所持人に対して（当該所持人に費用を請求することなく）、適式に認証され利札が付されたかかる確定債券を恒久大券により表彰される本債券の元本金額と等しい元本総額で、直ちに交付することを保証する。

各大券は無記名式であり、大券により表彰される本債券については、本債券の要項中の「所持人」は、関連する大券の所持人をいう。かかる大券の所持人とは、ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関がかかる大券を保有している限り、当該預託機関または共通預託機関をいう。

ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関の記録に大券の権利を有するとされている各々の者（以下「口座保有者」という。）は、発行者が当該大券の所持人になした各支払の当該口座保有者の取り分および大券に基づいて生じるその他一切の権利に関してはユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関のみを相手とせねばならない。口座保有者が大券に基づいて生じる権利を行使する範囲および方法については、ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関のその時々それぞれの規則と手続により定められる。本債券が大券により表彰されている限り、口座保有者は、本債券に基づき期日の到来した支払に関して発行者に対して直接請求する権利は有しておらず、発行者の当該義務は、大券の所持人に支払うことにより、免責される。

(3) 権 利

本債券および利札に関する権利は交付により移転する。

本債券または利札の所持人は、すべての点において、(本債券が支払期日を経過しているか否か、および本債券の所有権もしくは信託もしくは本債券のその他の権利の知・不知、本債券上の記載、または以前の本債券の喪失もしくは盗難の知・不知にかかわらず) その完全な所有者として扱われ(法律によりその他の取扱いを要求される場合を除く。)、いかなる者も当該所持人をそのように扱ったことについて責任を負わない。

(4) 時 効

本債券は本債券の支払の関連日後、10年以内に支払のための呈示がなされなかった場合は無効となる。本債券に付属する利札は利札の支払の関連日後、5年以内に支払のための呈示がなされなかった場合は無効となる。

(5) その後の発行

発行者は、本債券の所持人の同意なしに、本債券と同じ条項を有するか、または初回の利息の支払額だけが異なる債券を随時発行することができ、かかる債券は、残存する本債券と併せて単一のシリーズを構成することができる。

(6) 切り上げ、切り下げ

本書における計算については、(本書において他に定める場合を除き)(a)かかる計算から生じるすべての百分率につき、(必要であれば)0.00001%未満を四捨五入し、(b)かかる計算において用いられる、またはかかる計算から生じる円貨額につき、1円未満を切り上げ、またトルコリラ額につき、0.01トルコリラ未満を四捨五入するものとする。

(7) 本債券および財務代理人契約の修正

本債券の要項を含む本債券は、明白な誤謬を正すため、本債券または利札の所持人の同意を得ずに修正されることがある。更に、財務代理人契約の当事者は、その規定のいずれかを修正することに合意することができる。ただし、発行者は、かかる修正が形式的、些細なもの、もしくは技術的なものであるか、明白な誤謬を正すためになすものであるか、またはかかる当事者の意見において、本債券の所持人の利益に重大な害を及ぼさないものでない限り、本債券の所持人の同意なしにかかる修正に同意しないものとする。

(8) いかなる者も、本債券の要項のいずれかを実行するための、契約(第三者の権利)法(1999)に基づく権利を有さないものとする。

(9) 計算代理人

(イ) 義務：本債券の条項および関連プライシング・サプルメントによる計算代理人の義務の遂行に際し、計算代理人は、別段の定めがない限り、その単独かつ完全なる裁量により行為する。本債券の条項および／もしくは関連プライシング・サプルメントに基づくまたは本債券の条項および／もしくは関連プライシング・サプルメントによる計算代理人のいかなる義務または裁量権の履行または行使(計算代理人によるその他の者に対する通知の交付を含むが、これに限定されない。)における、計算代理人によるいかなる遅延、繰延、猶予も、かかる義務または裁量権のその後の遂行または行使の有効性または拘束力に影響を与えないものとし、計算代理人および発行者は、かかる遅延、繰延、猶予に関し、またはその結果として生じた責任を負わない。

(ロ) 決定、通知等：関連プライシング・サプルメントに基づきまたは関連プライシング・サプルメントにより、計算代理人による決定、構成、行使が要求または許可されたすべての金額または状態、状況、事由もしくはその他の事態または意見の形成または裁量の行使について、計算代理人により本債券の要項のために付与され、表明され、なされ、

または取得されたすべての通知、意見、決定、証明、計算および相場は、(故意による不正行為、悪意または明白な誤りがない場合)最終的であり、発行者、財務代理人、本債券の所持人および本債券に関連するその他の者を拘束し、(上記に従い)計算代理人は、かかる目的のためのその権限、義務および裁量権の行使に関して、本債券の所持人に対して責任を負わない。

募集又は売出しに関する特別記載事項

SEKが破綻した場合の規制措置

欧州議会・理事会指令2014/59/EU(以下「BRRD」という。)は、以下で述べるバイルイン手法に関する部分を除き、2015年1月を実施期限として、欧州経済地域(以下「EEA」という。)において発効した。BRRDはスウェーデンの法律においてはまだ実施されていない。BRRDによれば、負債減額手法(またはバイルイン手法)は、遅くとも2016年1月から適用されるように実施される予定である。

BRRDは、金融機関および投資会社、それらの子会社および一定の持株会社の再生および破綻処理のためのEU全体に及ぶ枠組みを規定している。BRRDは、ある機関の破綻がより広範な経済および金融システムへ及ぼす影響を最小限に抑える一方で、機関の重要な金融および経済機能の継続性を確保するために、すべてのEEAの加盟国が自国の関連破綻処理当局に対して、破綻に瀕した機関に早期かつ迅速に十分に介入するための一連の手法を提供することを義務づけている。

BRRDに基づき関連破綻処理当局に付与される権限には、資本調達商品(期限付き劣後債を含むことがある。)に関する法定の「減額および転換権限」、ならびに、非劣後もしくは劣後を問わず、破綻に瀕した金融機関の適格債務(本債券を含むことがある。)の元本金額もしくは利息の全部もしくは一部を削減する権限、ならびに/または一定の債権(本債券を含むことがある。)を別の証券(もしあれば、それ自体減額されることがありうる存続グループ事業体の普通株式を含む。)に転換する権限を関連破綻処理当局に対して与える「バイルイン手法」等が含まれる。バイルイン手法は、当局が破綻処理手続を通じて破綻に瀕したまたは破綻に陥る可能性のある機関を再編し、会社更生および再編後にその存続能力を回復させることを許容するもので、かかる機関の資本再編のために利用することができる。資本調達商品の減額および転換権限は、Tier-1およびTier-2資本調達商品が、機関の実質破綻時かつその他の破綻処理手続が取られる前に完全に損失を吸収することを確保するために利用することができる。

バイルイン手法ならびに減額および転換権限に加えて、BRRDは、経営不振の金融機関に関してその他の破綻処理措置を実施するためのより広範な権限を関連破綻処理当局に提供している。かかる権限には以下の手法が含まれるが、これらに限定されるものではなく、単独でまたは他の手法(バイルイン手法を含む。)と組み合わせて利用することができる。(i)株主の同意を要求することなく、または、本来適用される手続的な要件を遵守することなく、商業的な条件に基づき関連金融機関を売却しまたはその事業の全部もしくは一部を売却することを指図すること、(ii)関連金融機関の事業の全部または一部を「承継機関」(公的管理下にある事業体)に譲渡すること、(iii)減損資産または問題資産が管理され、徐々に縮小されるように、資産管理ピークルに当該資産を譲渡すること。BRRDはまた、関連破綻処理当局に、債券に関する債務者としての関連金融機関の後任または代理となる権限、債券の条件を変更する権限(満期および/もしくは支払利息の額の変更、ならびに/または支払に一時停止を課すことを含む。)、ならびに/または金融商品の上場および取引承認を廃止する権限を含む、破綻処理手法を実施することができる権限を付与する。

また、BRRDにより、EEA加盟国は、最後の手段として、追加的な財政安定化手法(すなわち、公的資本支援および暫定的な公的保有という手法)を通じて臨時的公的財政支援を提供することもできる。かかる臨時的財政支援は、EUの国庫補助の枠組みに従って提供されなければならない。

破綻処理手法は、関連金融機関に関する破産手続が開始される可能性がある時点より前に、かつ関連破産処理当局が、BRRDに記載される破綻処理の関連条件が満たされていると満足している場合にのみ、利用されることを目的としている。

BRRDがスウェーデンにおいて完全に実施されるまで、BRRDがSEKおよび本債券の所持人にもたらす全面的な影響を評価することはできず、また一旦実施されると、実施方法またはBRRDにおいて企図された措置を講じることが、本債券への投資の価格もしくは価値および／またはSEKが本債券に基づく義務を履行する能力に悪影響を与えないという保証はない。さらに、BRRDには、BRRDがスウェーデンにおいて効力を生じる前に発行された本債券について、かかる権限の適用を免除するというグランドファザリングまたは移行規則は含まれていない。したがって、かかる権限の行使またはかかる行使の提案により、本債券の価値に重大な悪影響が及ぶ可能性があり、また本債券の所持人が本債券への投資分の一部または全部を失うおそれがある。

第3【資金調達のための目的及び手取金の使途】

該当事項なし

第4【法律意見】

発行者の法律顧問であるキャサリン・ベイジャー氏により以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 有価証券届出書に記載された本債券の売出しは発行者により適法に授權され、スウェーデン王国法上適法である。
- (2) 本債券の発行および売出しならびに関東財務局長への有価証券届出書の提出のため発行者に要求されるスウェーデン王国の政府機関のすべての同意、許可、承認、授權は取得されている。
- (3) 発行者またはその代理人による有価証券届出書の関東財務局長への提出は 2005 年スウェーデン会社法（その後の改正を含む。）および発行者の定款に従い発行者により適法かつ有効に授權されており、スウェーデン王国法上適法である。
- (4) 有価証券届出書（参照書類を含む。）中のスウェーデン王国法に関するすべての記載は、真実かつ正確である。

以上の法律意見はスウェーデン王国法に関してのみ限定して述べられている。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）
平成27年6月30日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当なし

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

該当なし

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし

提出者が金融商品取引法第27条において準用する
同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

Document certifying that the Registrant satisfies the criteria under Article 5, Paragraph 4 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan applied mutatis mutandis under Article 27 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan.

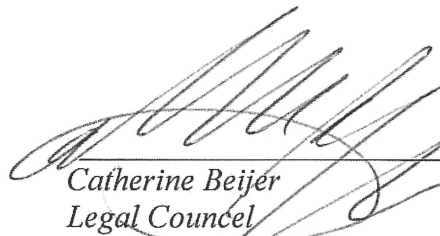
To: The Director-General of the Kanto Local Finance Bureau

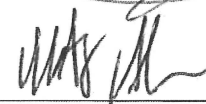
Filed on : 7 August 2015

The Name of the Registrant:

AKTIEBOLAGET SVENSK EXPORTKREDIT
(PUBL)

The Signature of Representative:


Catherine Beijer
Legal Council


Mats Axelman
Director Funding

- (1) The Registrant has submitted the Securities Report continuously for one (1) year.
- (2) The aggregate principal amount of the bonds that have been issued or distributed by the Registrant in Japan by filing Securities Registration Statement is 10 billion Yen or more.

(訳 文)

提出者が金融商品取引法第 27 条において準用する
同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長 殿

2015 年 8 月 7 日提出

提出者の名称 スウェーデン輸出信用銀行

代表者の署名 (署 名)

キャサリン・ベイジャー
法律顧問

(署 名)

マッツ・アクセルマン
ディレクター・ファンディング

- (1) 提出者は、一年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- (2) 提出者が日本国において有価証券届出書を提出することにより発行し、または交付された債券の券面総額は百億円以上であります。

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

スウェーデン輸出信用銀行（SEK）は、2015年7月17日に、2015年度第2四半期の業績について、大要以下の内容を有するプレス・リリースを行った。

なお、本書の文中においては、科目にかかわらず、収益・利益はプラス表示、費用・損失はマイナス表示をしている。したがって、例えば、「営業費用は、マイナス α クローナであった」という表現が使われている場合には、営業費用として支出した額が α クローナであったという意味であり、 α クローナの利益があったという意味ではないことに注意されたい。

事業運営

顧客数は増加したが、新規貸付の水準は低下

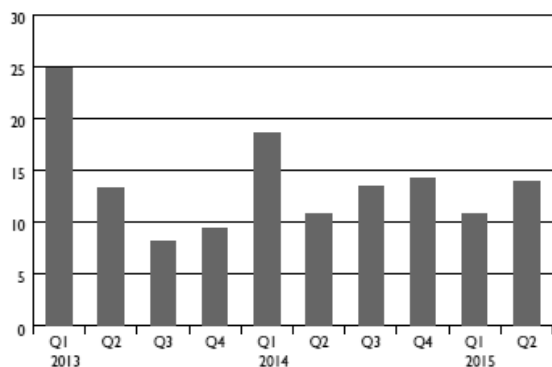
SEKの顧客基盤は、主にスウェーデンの大手輸出業者の一部で構成されている。当社は、中規模企業への働きかけなどにより、この顧客基盤の拡大を目指している。実際に、当年度上半期においてSEKは、従前の顧客ではなかったスウェーデンの輸出業者に対して貸付を行っている。さらに当社は、これらの中規模企業に一層働きかけるために、スウェーデン輸出信用債権庁（EKN）およびスウェーデンの銀行と協力している。

当年度上半期における新規貸付総額は、前年度同期をわずかに下回った。2015年度上半期におけるスウェーデンの輸出業者およびその顧客に対するSEKの新規貸付額は、総額247億クローナ（2014年度上半期：294億クローナ）であり、このうち最終顧客融資は189億クローナ（2014年度上半期：175億クローナ）、企業貸付は58億クローナ（2014年度上半期：119億クローナ）であった。企業貸付の取引高が減少したのは、当年度上半期において、スウェーデンの輸出業者の資金調達へのアクセスが良好であったことによる。

2015年度第2四半期末現在、貸付残高および承諾済未実行貸付の総額は、2,282億クローナ（前年度同期末は2,239億クローナ）であった。輸出信用に係る融資申出残高の総額は増加し、当期末現在922億クローナ（2014年度末：784億クローナ）であった。

新規対顧客融資

(単位：十億クローナ)

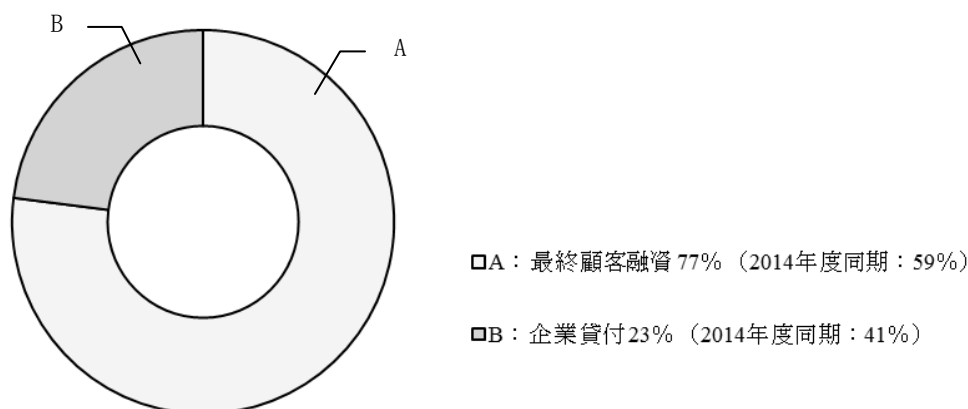


新規対顧客融資

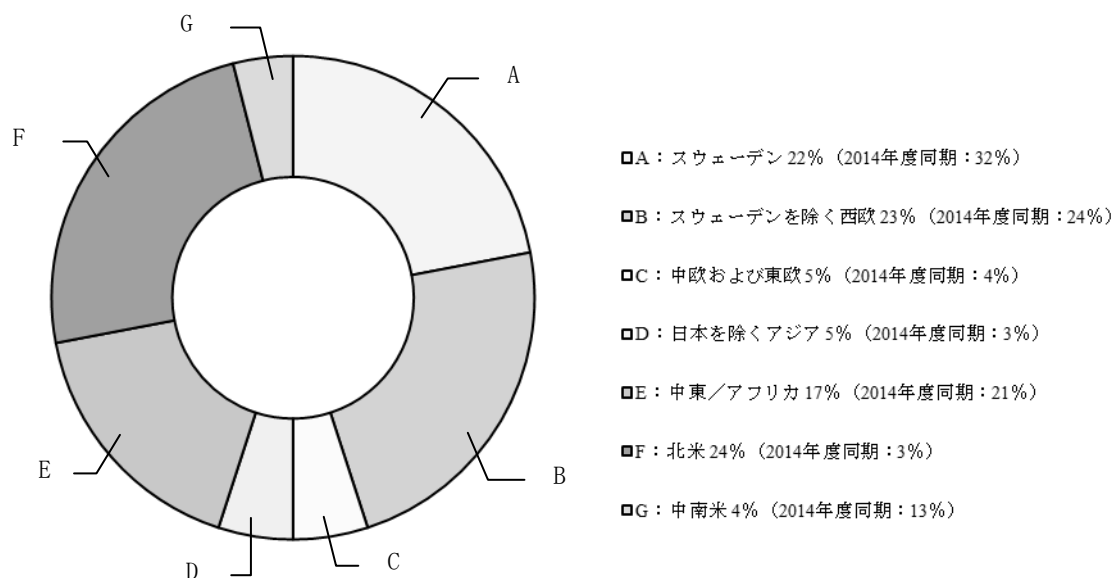
(単位：十億クローナ)	2015年1月-6月	2014年1月-6月	2014年1月-12月
融資先：			
最終顧客融資 ¹	18.9	17.5	33.9
企業貸付 ¹	5.8	11.9	23.2
合 計	24.7	29.4	57.1

¹ うち当期末の未実行残高は37億クローナ（2014年度上半期末：91億クローナ、2014年度末：73億クローナ）。このうち21億クローナ（2014年度上半期末：87億クローナ、2014年度末：69億クローナ）は最終顧客融資、16億クローナ（2014年度上半期末：4億クローナ、2014年度末：4億クローナ）は企業貸付であった。

新規対顧客融資（部門別）



SEKの市場別新規貸付 2015年度1月-6月：247億クローナ（2014年度同期：294億クローナ）



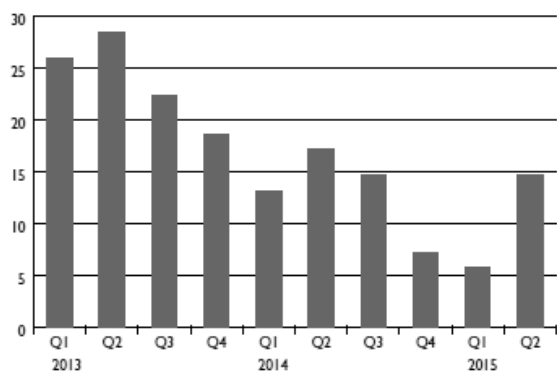
第2四半期において、5年物の社債500百万米ドルによる当社初のグリーンボンドの発行が行われた。当社のグリーンボンドの枠組みには、融資対象のプロジェクトにおける二酸化炭素削減量の測定を取り入れており、投資家に対して自らの投資から生じる排出量削減を評価するためのツールを提供している。市場の懸念をよそに、この債券は投資家に広く受け入れられた。

2015年度上半期におけるSEKの新規長期借入額は204億クローナであり、前年度同期（2014年度上半期：303億クローナ）から減少した。2015年度上半期において、自己債務の買戻額は26億クローナ（2014年度上半期：13億クローナ）であり、借入金の繰上償還額は総額240億クローナ（2014年度上半期：36億クローナ）であった。2015年度第2四半期において、当社は、証券化資産の大半を売却することおよび流動性資金を削減することによって、資本の合理化のための対策を実施した。流動性資金の削減後においてもなお、SEKはスウェーデンの輸出業者に対する十分な新規貸付能力を保っていた。

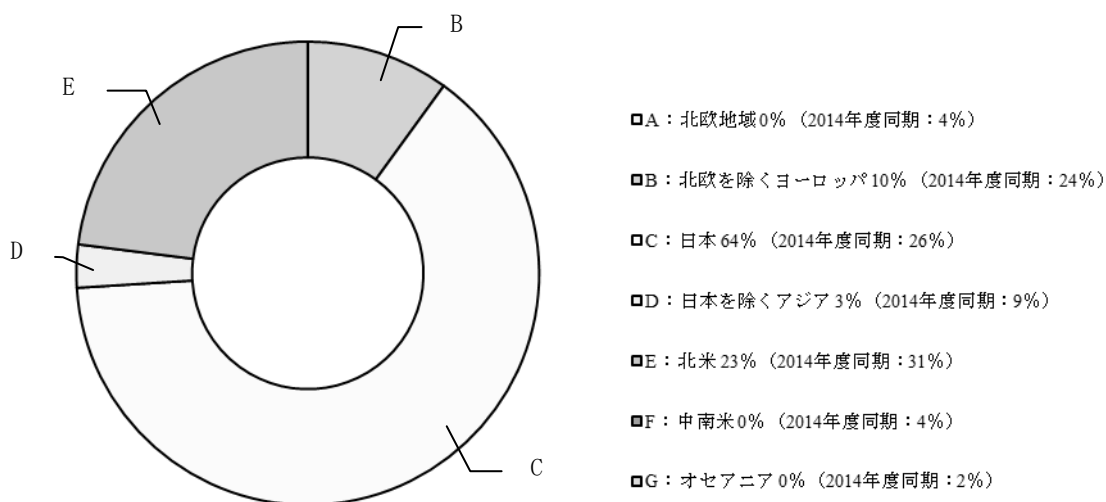
当社の貸付の多くはユーロ建ておよび米ドル建てであり、リクスバンクによるマイナス金利政策はSEKの事業に重大な影響を与えていない。6月に公開された当社の輸出信用動向調査報告書において、大半の企業は、リクスバンクによるマイナス金利政策の全体的な影響はわずかであるという。一方で、企業は、クローナの為替相場が実質金利よりも重要であるという。

新規借入

長期借入(単位：十億クローナ)



SEKの市場別新規借入 2015年度1月－6月：204億クローナ（2014年度同期：303億クローナ）



連結財務諸表へのコメント

2015年1月-6月

営業利益

2015年度上半期の営業利益は697百万クローナ（2014年度上半期：836百万クローナ）であり、前年度同期から17%減少した。この減少は、金融取引の純業績の減少が主な要因であった。

金融取引の純業績を除いた営業利益は643百万クローナ（2014年度上半期：454百万クローナ）であり、前年度同期から42%増加した。この増加は、純利息収益の増加と、信用損失に対する従前の準備金の戻し入れが主な要因であった。

純利息収益

純利息収益は818百万クローナ（2014年度上半期：720百万クローナ）であり、主に平均貸付残高の増加と資金調達コストの減少によって、14%増加した。資金調達コストの減少は、資金調達水準が改善したことと、資金調達ニーズが低下したことの結果である。市場金利の低下は、純利息収益にマイナスの影響を与えた。

利付資産は前年度同期と比較してわずかに増加し、平均2,941億クローナ（2014年度上半期：2,926億クローナ）であった。貸付合計額は2014年度上半期と比較して増加し、平均2,153億クローナ（2014年度上半期：2,035億クローナ）であった。流動性資金は資本の一層の有効利用の一環として減少し、平均787億クローナ（2014年度上半期：891億クローナ）であった。

借入残高は減少し、平均2,708億クローナ（2014年度上半期：2,762億クローナ）であった。

資産の平均利ざやは、利付資産である貸付金の割合が増加したことと、流動性投資の利ざやが改善したことにより、前年度同期と比較してわずかに拡大した。貸付の利ざやは安定的であった。同時に、資金調達水準が改善した。

金融取引の純業績

金融取引の純業績は54百万クローナ（2014年度上半期：382百万クローナ）であった。前年度同期と比較して減少したのは、とりわけ2015年度第2四半期において証券化資産を売却したことによるマイナスの結果が原因であった。さらに、前年度同期には、リーマン・ブラザーズとの訴訟の和解がプラスの結果をもたらしていた。SEKの信用リスクの変動に起因する債務の公正価値の変動は、前年度同期と比較してプラスの影響の一因となったが、これは通貨ベース・スプレッドのマイナスの影響によって相殺された。

営業費用

営業費用（人件費、その他の管理費および減価償却費を含む。）は合計でマイナス239百万クローナ（2014年度上半期：マイナス260百万クローナ）であり、8%減少した。この減少は、主に報酬に起因する。

一人件費

人件費は合計でマイナス148百万クローナ（2014年度上半期：マイナス149百万クローナ）であり、前年度同期から1%減少した。2015年度上半期において、一般従業員向けインセンティブ報酬制度のための準備金をマイナス5百万クローナ（2014年度上半期：該当なし）計上した。これは、2014年度に関連する一般従業員向けインセンティブ報酬制度のための従前の引当金の戻し入れ6百万クローナ（2014年度上半期：該当なし）によって、相殺された。一般従業員向けインセンティブ報酬制度は、純利息収益および純手数料から経費を差し引いた金

額に基づいて決定されており、2ヶ月分の給与を超えないこととされている。2015年度において当制度には、社長、その他の上級経営陣ならびにリスクおよびコンプライアンス部に勤務する従業員を除いて、全ての正社員が含まれている。リスク・エクスポージャーが当年度の予定水準を超えた場合、当該支払額は減少する。

－その他の管理費

その他の管理費はマイナス70百万クローナ（2014年度上半期：マイナス89百万クローナ）であり、前年度同期から21%減少した。その他の管理費の減少は、主に継続的なコスト管理と、外部報酬にかかるコストの減少によるものである。後者は、プロジェクト費用における投資の割合が増加したことに起因する。

－非金融資産の減価償却費

減価償却費は合計でマイナス21百万クローナ（2014年度上半期：マイナス22百万クローナ）であり、前年度同期から5%減少した。

純信用損失

2015年度上半期に純信用損失に計上された金額は、68百万クローナ（2014年度上半期：マイナス2百万クローナ）であった。この変動は主に、ポートフォリオ・ベースの準備金（すなわち、特定の相手方に帰属しない準備金）に関する従前の引当金70百万クローナの戻し入れによるものである。かかる準備金の戻し入れは、第2四半期に証券化資産が売却されたこと、および2015年6月30日付で信用リスクのリスク・パラメーターが準備金の算出において改訂されたことに起因する。

その他の包括利益

2015年度上半期におけるその他の包括利益（税引前）はマイナス98百万クローナ（2014年度上半期：391百万クローナ）であった。このうちマイナス131百万クローナ（2014年度上半期：391百万クローナ）は営業利益に再分類される項目に起因するものであり、33百万クローナ（2014年度上半期：0百万クローナ）は営業利益に再分類されない項目に起因するものであった。

営業利益に再分類される項目のうち、マイナス18百万クローナ（2014年度上半期：33百万クローナ）は売却可能証券に関連するものであり、マイナス113百万クローナ（2014年度上半期：358百万クローナ）はキャッシュフロー・ヘッジに関するその他の包括利益の影響によるものであった。売却可能証券に関する公正価値のマイナスの変動は、第2四半期に売却可能証券に再分類された証券化資産が主な要因であった。2014年度第3四半期において、キャッシュフロー・ヘッジのヘッジ手段として指定されたデリバティブは戦略的な理由により終了し、ヘッジ指定が中止された。従前ヘッジされた受取利息は純利息収益に認識されるため、ヘッジ準備金に計上された従前のデリバティブの公正価値は、営業利益に再分類される予定である。かかる準備金の大部分は、遅くとも2017年には戻し入れられる予定である。戻し入れられる予定の残りの準備金（税引前）は、398百万クローナであった。

キャッシュフロー・ヘッジに関連する、当期中のその他の包括利益に対する影響は、その他の包括利益から営業利益の純利息収益への当該再分類に起因していた。営業利益に再分類されない項目は、確定給付年金の再評価に関連していた。公正価値のプラスの変動は、割引率の上昇によって生じた。

税引後株主資本利益率

税引後株主資本利益率は6.6%（2014年度上半期：8.5%）であった。金融取引の純業績を除いた税引後株主資本利益率は、6.1%（2014年度上半期：4.6%）であった。

2015年度第2四半期

営業利益

第2四半期の営業利益は354百万クローナ（2014年度第2四半期：318百万クローナ）であり、11%増加した。この増加は、信用損失に対する従前の準備金の戻し入れと、純利息収益の増加が主な要因であった。

金融取引の純業績を除いた営業利益は346百万クローナ（2014年度第2四半期：246百万クローナ）であり、前年度同期から41%増加した。この増加は、信用損失に対する従前の準備金の戻し入れと、純利息収益の増加が主な要因であった。

純利息収益

第2四半期の純利息収益は399百万クローナ（2014年度第2四半期：368百万クローナ）であり、平均貸付残高の増加と資金調達コストの減少によって、前年度同期と比較して8%増加した。資金調達コストの減少は、資金調達水準が改善したことと、資金調達ニーズが低下したことによるものである。市場金利の低下は、純利息収益にマイナスの影響を与えた。

利付資産は前年度同期と比較してわずかに減少し、平均2,928億クローナ（2014年度第2四半期：2,947億クローナ）であった。貸付合計額は2014年度第2四半期と比較して増加し、平均2,188億クローナ（2014年度第2四半期：2,034億クローナ）であった。流動性資金は資本の一層の有効利用の一環として減少し、平均740億クローナ（2014年度第2四半期：912億クローナ）であった。借入残高は減少し、平均2,693億クローナ（2014年度第2四半期：2,803億クローナ）であった。

資産の平均利ざやは、利付資産の一部である貸付金の割合が増加したことと、流動性投資の利ざやが改善したことにより、前年度同期と比較してわずかに拡大した。貸付の利ざやは安定的であった。同時に、資金調達水準が改善した。

金融取引の純業績

2015年度第2四半期における金融取引の純業績は8百万クローナ（2014年度第2四半期：72百万クローナ）であった。前年度同期と比較して減少したのは、とりわけ2015年度第2四半期において証券化資産を売却したことによるマイナスの結果が原因であったが、これは未実現の公正価値のプラスの変動によって相殺された。

営業費用

第2四半期の営業費用（人件費、その他の管理費および減価償却費を含む。）は合計でマイナス117百万クローナ（2014年度第2四半期：マイナス131百万クローナ）であり、11%減少した。これは主に外部報酬にかかるコストの減少に起因していた。

一人件費

第2四半期の人件費はマイナス70百万クローナ（2014年度第2四半期：マイナス75百万クローナ）であり、前年度同期から7%減少した。この減少は、2014年度に関連する一般従業員向けインセンティブ報酬制度のための

従前の引当金の戻し入れ6百万クローナ（2014年度第2四半期：該当なし）が主な要因である。2015年度第2四半期に計上された準備金はなかった。

－その他の管理費

その他の管理費はマイナス36百万クローナ（2014年度第2四半期：マイナス45百万クローナ）であり、前年度同期から20%減少した。この減少は、プロジェクト費用における投資の割合が増加したことに起因して、外部報酬にかかるコストが減少したことが主な要因である。

－非金融資産の減価償却費

2015年度第2四半期における減価償却費は合計でマイナス11百万クローナ（2014年度第2四半期：マイナス11百万クローナ）であった。

純信用損失

2015年度第2四半期に純信用損失に計上された金額は、66百万クローナ（2014年度第2四半期：12百万クローナ）であった。プラスの結果は、ポートフォリオ・ベースの準備金（すなわち、特定の相手方に帰属しない準備金）に関する従前の引当金70百万クローナの戻し入れによるものである。かかる準備金の戻し入れは、第2四半期に証券化資産が売却されたこと、および2015年6月30日付で信用リスクのリスク・パラメーターが準備金の算出において改訂されたことに起因する。

その他の包括利益

その他の包括利益（税引前）はマイナス28百万クローナ（2014年度第2四半期：258百万クローナ）であった。このうちマイナス90百万クローナ（2014年度第2四半期：258百万クローナ）は営業利益に再分類される項目に起因するものであり、62百万クローナ（2014年度第2四半期：0百万クローナ）は営業利益に再分類されない項目に起因するものであった。営業利益に再分類される項目のうち、マイナス37百万クローナ（2014年度第2四半期：46百万クローナ）は売却可能証券に関連するものであり、マイナス53百万クローナ（2014年度第2四半期：212百万クローナ）はキャッシュフロー・ヘッジに関するその他の包括利益の影響によるものであった。売却可能証券に関する公正価値のマイナスの変動は、第2四半期に売却可能証券に再分類された証券化資産が主な要因であった。

2014年度第3四半期において、キャッシュフロー・ヘッジのヘッジ手段として指定されたデリバティブは戦略的な理由により終了し、ヘッジ指定が中止された。従前ヘッジされた受取利息は純利息収益に認識されるため、ヘッジ準備金に計上された従前のデリバティブの公正価値は、営業利益に再分類される予定である。営業利益に再分類されない項目は、確定給付年金の再評価に関連していた。公正価値のプラスの変動は、割引率の上昇によって生じた。

財政状態報告書について

資産合計および流動性資金

SEKの2015年6月30日現在の資産合計は3,019億クローナ（2014年度末：3,252億クローナ）であり、7%減少した。この減少は、資本の一層の有効利用の一環として流動性資金が減少したことに起因する。2015年6月30日現在の流動性資金は、709億クローナ（2014年度末：866億クローナ）であった。

2015年6月30日現在の貸付残高および承諾済未実行貸付の総額は2,282億クローナ（2014年度末：2,343億クローナ）であり、2014年度末から3%減少した。2015年6月30日現在の総額のうち、2,124億クローナ（2014年度末：2,182億クローナ）は貸付残高であり、2014年度末から3%減少した。貸付残高総額のうち、公的輸出金融制度による貸付は478億クローナ（2014年度末：483億クローナ）であり、2014年度末から1%減少した。

2015年6月30日現在の融資申出残高は総額922億クローナ（2014年度末：784億クローナ）であり、2014年度末から18%増加した。このうち797億クローナ（2014年度末：745億クローナ）は公的輸出金融制度に由来するものであった。融資申出残高のうち、454億クローナ（2014年度末：509億クローナ）は拘束力のある融資申出であり、468億クローナ（2014年度末：275億クローナ）は拘束力のない融資申出である。拘束力のある融資申出は、コミットメント契約に含まれる。

第2四半期中、SEKの証券化ポジションの基本的な部分が売却された点を除いて、SEKの取引先エクスポージャーの構成に大きな変更はなかった。2015年6月30日現在の取引先エクスポージャー合計のうち、51%（2014年度末：51%）は政府、24%（2014年度末：23%）は企業、19%（2014年度末：18%）は多国籍開発銀行および金融機関、6%（2014年度末：6%）は地域政府、0%（2014年度末：2%）は資産担保証券に対するものであった。デリバティブの取引先に対するSEKのエクスポージャーは、デリバティブが担保契約に従っているため、SEKの資産において計上されるデリバティブの額と比べて非常に限定されたものとなっている。

負債および株主資本

2015年6月30日現在、利用可能な資金および株主資本の総額は、あらゆる年限の貸付残高および承諾済貸付の総額を上回った。したがって、SEKは、全ての未実行のコミットメント契約に対し満期に至るまで貸付を行い得ると考えている。

2014年12月、スウェーデン議会は、スウェーデン国債局により提供される2015年度の融資枠を800億クローナとし、政府輸出信用支援（CIRR）の対象となる貸付のみに利用可能にすると決定した。SEKはまだ、かかる融資枠を利用したことがない。

自己資本比率

2015年6月30日現在のSEKの総自己資本比率は、23.5%（2014年度末：19.2%）であり、このうちTier-1資本に関するものは20.7%（2014年度末：16.9%）であった。普通株式等Tier-1比率は20.7%（2014年度末：16.9%）であった。普通株式等Tier-1比率は、当期中に信用リスクのリスク・パラメーターが改訂されたことに起因する1.7パーセント・ポイントのプラスの影響を受けた。

リスク要因

SEKの将来の発展は、多くの要因に基づいており、その要因の中には、予測が困難で、当社の管理を超えているものもある。これらの要因には、下記が含まれる。

- ・単一または複数の金融市場における競争状況の変動を含む、一般的な経済・ビジネス情勢の変動
- ・為替レート、金利ならびにSEKの資産および負債の価値に影響を及ぼすその他の市場要因の変動
- ・政府の政策および規制の変更ならびに政治および社会情勢の変動
- ・SEKの貸付と関係がある環境リスクおよび社会的リスク

SEKは、本書の日付現在、これらの要因のいずれも2014年度末から大きな変更はなく、また、当社の将来に重大なマイナスの影響を及ぼす可能性はないと考えている。

後発事象

本報告期間末以後、本報告書の情報に重大な影響を与える事象は発生していない。

財務ハイライト

(別段の表示がない限り、 単位：百万クローナ)	2015年 4月-6月	2015年 1月-3月	2014年 4月-6月	2015年 1月-6月	2014年 1月-6月	2014年 1月-12月
業績						
純利息収益	399	419	368	818	720	1,578
営業利益	354	343	318	697	836	1,629
純利益	271	262	247	533	649	1,260
税引後株主資本利益率 ¹	6.7%	6.4%	6.4%	6.6%	8.5%	8.1%
金融取引の純業績を除いた営業利益	346	297	246	643	454	1,123
金融取引の純業績を除いた税引後 株主資本利益率 ²	6.5%	5.5%	4.9%	6.1%	4.6%	5.6%
1株当たり利益(希薄化考慮後) (単位：クローナ) ³	68	66	62	134	163	316
対顧客融資						
新規対顧客金融取引 ⁴	13,873	10,843	10,835	24,716	29,400	57,118
うち企業貸付	3,225	2,606	5,053	5,831	11,924	23,231
うち最終顧客融資	10,648	8,237	5,782	18,885	17,476	33,887
貸付残高および未実行貸付 ⁵	228,219	240,043	223,880	228,219	223,880	234,250
融資申出残高 ⁶	92,196	95,597	61,675	92,196	61,675	78,372
うち拘束力のある融資申出	45,362	44,447	31,984	45,362	31,984	50,896
うち拘束力のない融資申出	46,834	51,150	29,691	46,834	29,691	27,476
借入						
新規長期借入 ⁷	14,591	5,803	17,256	20,394	30,322	52,216
非劣後債務残高	259,369	279,262	283,228	259,369	283,228	282,192
劣後債務残高	2,062	2,165	1,696	2,062	1,696	1,945
財政状態報告書						
資産合計	301,893	324,897	315,598	301,893	315,598	325,166
負債合計	285,657	308,533	299,981	285,657	299,981	309,009
株主資本合計	16,236	16,364	15,617	16,236	15,617	16,157
自己資本比率						
普通株式等Tier-1比率 ⁸	20.7%	17.8%	17.1%	20.7%	17.1%	16.9%
Tier-1資本比率 ⁸	20.7%	17.8%	17.1%	20.7%	17.1%	16.9%
総自己資本比率 ⁸	23.5%	20.3%	19.1%	23.5%	19.1%	19.2%
レバレッジ比率 ⁹	5.0%	4.6%		5.0%		4.4%
内部資本要件が普通株式等Tier-1資本 に占める割合 ¹⁰	64.3%	72.0%		64.3%		75.1%

- 1 純利益が当年度の平均株主資本に占める割合（％）。
- 2 金融取引の純業績を除いた純利益が、当年度の平均株主資本に占める割合（％）。
- 3 純利益を各期間における平均株式数（3,990,000株）で割って算出したもの。
- 4 新規対顧客融資は、年限にかかわらず、全ての新規承諾済貸付をいう。
- 5 貸付は、利付証券の発行という形式をとった貸付および従来の契約書によって行われる貸付を含む全ての貸付をいう。かかる測定額は、経営陣がSEKの実際の貸付額と考えるものを反映している。SEKは、かかる金額はSEKの融資／貸付高を測定する上で有用であると考えている。したがって、本書中の貸付高に関する説明は、この定義に基づく金額に関連するものである。
- 6 SEKは、拘束力のある融資申出または拘束力のない融資申出が提供される融資申出の提供方法を利用している。拘束力のある融資申出は、コミットメント契約に含まれる。
- 7 年限が1年超の新規借入。
- 8 自己資本比率は、適切な資本測定額とリスク・エクスポージャー総額の割合である。
- 9 CRRに基づいて計算される、普通株式等Tier-1資本がエクスポージャー額に占める割合（％）。
- 10 内部資本要件は、当社がリスクを担保するために必要な資本に係る当社の内部評価の結果である。

連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2015年 4月-6月	2015年 1月-3月	2014年 4月-6月	2015年 1月-6月	2014年 1月-6月	2014年 1月-12月
受取利息	706	766	1,006	1,472	1,993	3,774
支払利息	-307	-347	-638	-654	-1,273	-2,196
純利息収益	399	419	368	818	720	1,578
純手数料支出	-2	-2	-3	-4	-4	-6
金融取引の純業績	8	46	72	54	382	506
営業収益合計	405	463	437	868	1,098	2,078
人件費	-70	-78	-75	-148	-149	-313
その他の管理費	-36	-34	-45	-70	-89	-166
非金融資産の減価償却費	-11	-10	-11	-21	-22	-43
営業費用合計	-117	-122	-131	-239	-260	-522
営業利益(純信用損失考慮前)	288	341	306	629	838	1,556
純信用損失	66	2	12	68	-2	73
営業利益	354	343	318	697	836	1,629
税金費用	-83	-81	-71	-164	-187	-369
純利益¹	271	262	247	533	649	1,260
その他の包括利益						
損益に再分類される項目						
売却可能証券	-37	19	46	-18	33	26
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	-53	-60	212	-113	358	316
損益に再分類される項目への課税	20	9	-57	29	-86	-75
損益に再分類される項目(純額)	-70	-32	201	-102	305	267
損益に再分類されない項目						
確定給付制度の再評価	62	-29	0	33	0	-43
損益に再分類されない項目への課税	-13	6	0	-7	0	10
損益に再分類されない項目(純額)	49	-23	0	26	0	-33
その他の包括利益合計	-21	-55	201	-76	305	234
包括利益合計¹	250	207	448	457	954	1,494

¹ 全利益は、親会社の株主に帰属する。

(単位：クローナ)	2015年 4月-6月	2015年 1月-3月	2014年 4月-6月	2015年 1月-6月	2014年 1月-6月	2014年 1月-12月
1株当たり利益(希薄化考慮後) ²	68	66	62	134	163	316

² 純利益を各期間における平均株式数(3,990,000株)で割って算出したもの。

連結財政状態報告書

(単位：百万クローナ)	2015年6月30日現在	2014年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	5,947	7,099
財務省証券/国債	-	3,458
その他の利付証券(貸付を除く。)	51,787	66,398
利付証券の発行という形式をとった貸付	50,283	53,140
金融機関への貸付	29,305	25,510
一般への貸付	145,939	149,240
デリバティブ	13,706	16,017
有形固定資産・無形資産	176	161
その他の資産	2,727	2,053
前払費用および未収収益	2,023	2,090
資産合計	301,893	325,166
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	6,166	8,290
一般からの借入	61	63
発行済非劣後証券	253,142	273,839
デリバティブ	20,612	18,886
その他の負債	835	3,054
未払費用および前受収益	1,977	2,014
繰延税金負債	747	821
引当金	55	97
発行済劣後証券	2,062	1,945
負債合計	285,657	309,009
株式資本	3,990	3,990
準備金	301	403
利益剰余金	11,945	11,764
株主資本合計	16,236	16,157
負債および株主資本合計	301,893	325,166
約定担保等		
デリバティブ担保契約に基づく現金担保	11,489	9,668
貸付の対象となっている利付証券	257	113
偶発資産および偶発債務		
保証約定(融資)	6	8
保証約定(その他)	4,683	4,287
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付	15,829	16,028
拘束力のある融資申出	45,362	50,896

連結株主資本変動計算書（要約）

(単位：百万クローナ)	株主資本	株式資本	準備金		利益剰余金
			ヘッジ準備金	公正価値準備金	
株主資本期首残高(2014年1月1日現在)	14,990	3,990	152	-17	10,865
純利益(2014年1月-6月)	649				649
その他の包括利益(2014年1月-6月)：					
損益に再分類される項目					
売却可能証券	33			33	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	358		358		
損益に再分類される項目への課税	-86		-79	-7	
損益に再分類されない項目					
確定給付制度の再評価	0				0
損益に再分類されない項目への課税	0				0
その他の包括利益合計(2014年1月-6月)	305		279	26	0
包括利益合計(2014年1月-6月)	954		279	26	649
配当金	-327				-327
株主資本期末残高(2014年6月30日現在)¹	15,617	3,990	431	9	11,187
株主資本期首残高(2014年1月1日現在)	14,990	3,990	152	-16	10,864
純利益(2014年1月-12月)	1,260				1,260
その他の包括利益(2014年1月-12月)：					
損益に再分類される項目					
売却可能証券	26			26	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	316		316		
損益に再分類される項目への課税	-75		-70	-5	
損益に再分類されない項目					
確定給付制度の再評価	-43				-43
損益に再分類されない項目への課税	10				10
その他の包括利益合計(2014年1月-12月)	234		246	21	-33
包括利益合計(2014年1月-12月)	1,494		246	21	1,227
配当金	-327				-327
株主資本期末残高(2014年12月31日現在)¹	16,157	3,990	398	5	11,764
純利益(2015年1月-6月)	533				533
その他の包括利益(2015年1月-6月)：					
損益に再分類される項目					
売却可能証券	-18			-18	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	-113		-113		
損益に再分類される項目への課税	29		25	4	
損益に再分類されない項目					
確定給付制度の再評価	33				33
損益に再分類されない項目への課税	-7				-7
その他の包括利益合計(2015年1月-6月)	-76		-88	-14	26
包括利益合計(2015年1月-6月)	457		-88	-14	559
配当金	-378				-378
株主資本期末残高(2015年6月30日現在)¹	16,236	3,990	310	-9	11,945

¹ 全株主資本は、親会社の株主に帰属する。

連結グループのキャッシュフロー計算書

(単位：百万クローナ)	2015年 1月-6月	2014年 1月-6月	2014年 1月-12月
営業活動			
営業利益 ¹	697	836	1,629
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額：			
信用損失引当金(純額)	-68	4	-89
減価償却費	21	22	43
為替差額	24	-5	-5
未実現の公正価値の変動額	154	13	-57
その他	-17	31	284
法人税支払額	-170	-151	-308
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額合計	-56	-86	-132
貸出実行額	-25,580	-27,444	-57,495
貸出返済額	33,307	28,286	65,171
保有債券および証券の純変動	20,119	-6,452	10,576
貸出に関連するデリバティブ	318	49	946
その他の変動(純額)	-226	-307	29
営業活動からのキャッシュフロー	28,579	-5,118	20,724
投資活動			
資本的支出	-35	-22	-52
投資活動からのキャッシュフロー	-35	-22	-52
財務活動			
短期非劣後債務手取額	6,499	1,746	12,929
長期非劣後債務手取額	19,308	31,163	52,387
債務返済額	-29,394	-27,995	-67,688
買戻長期債務および繰上償還長期債務	-26,570	-4,959	-25,833
債務に関連するデリバティブ	834	5,418	6,274
支払配当	-378	-327	-327
財務活動からのキャッシュフロー	-29,701	5,046	-22,258
当年度のキャッシュフロー(純額)	-1,157	-94	-1,586
現金および現金等価物の為替差額	5	26	348
期首現金および現金等価物残高	7,099	8,338	8,337
期末現金および現金等価物残高²	5,947	8,270	7,099
うち銀行預金	1,868	107	373
うち現金等価物	4,079	8,163	6,726
¹ 受領済受取利息および支払済支払利息			
受領済受取利息	1,546	2,374	4,410
支払済支払利息	550	1,680	2,609

² この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。

親会社の損益計算書

(単位：百万クローナ)	2015年 4月-6月	2015年 1月-3月	2014年 4月-6月	2015年 1月-6月	2014年 1月-6月	2014年 1月-12月
受取利息	706	766	1,006	1,472	1,992	3,773
支払利息	-307	-347	-638	-654	-1,274	-2,197
純利息収益	399	419	368	818	718	1,576
子会社配当金	-	8	11	8	11	11
純手数料支出	-2	-2	-3	-4	-5	-6
金融取引の純業績	8	46	72	54	382	507
営業収益合計	405	471	448	876	1,106	2,088
人件費	-70	-78	-76	-148	-151	-316
その他の管理費	-36	-34	-45	-70	-88	-166
非金融資産の減価償却費	-11	-10	-11	-21	-22	-43
営業費用合計	-117	-122	-132	-239	-261	-525
営業利益(純信用損失考慮前)	288	349	316	637	845	1,563
純信用損失	65	2	11	67	-4	71
営業利益	353	351	327	704	841	1,634
非課税準備金の変更分	-	-	-	-	-	-355
税金費用	-83	-81	-71	-164	-185	-290
純利益	270	270	256	540	656	989

親会社の貸借対照表

(単位：百万クローナ)	2015年6月30日現在	2014年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	5,923	7,096
財務省証券/国債	-	3,458
その他の利付証券(貸付を除く。)	51,787	66,398
利付証券の発行という形式をとった貸付	50,283	53,140
金融機関への貸付	29,305	25,510
一般への貸付	145,939	149,240
デリバティブ	13,706	16,017
子会社株式	17	17
有形固定資産・無形資産	176	161
その他の資産	2,726	2,053
前払費用および未収収益	2,023	2,090
資産合計	301,885	325,180
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	6,166	8,320
一般からの借入	61	63
発行済非劣後証券	253,142	273,839
デリバティブ	20,612	18,886
その他の負債	835	3,054
未払費用および前受収益	1,977	2,014
繰延税金負債	30	112
引当金	25	32
発行済劣後証券	2,062	1,945
負債合計	284,910	308,265
非課税準備金	3,280	3,280
株式資本	3,990	3,990
法定準備金	198	198
公正価値準備金	301	403
利益剰余金	8,666	8,055
当年度純利益	540	989
株主資本合計	13,695	13,635
負債および株主資本合計	301,885	325,180
約定担保等		
デリバティブ担保契約に基づく現金担保	11,489	9,668
貸付の対象となっている利付証券	257	113
偶発資産および偶発債務		
保証約定(融資)	5	7
保証約定(その他)	4,683	4,287
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付	15,829	16,028
拘束力のある融資申出	45,362	50,896

有価証券報告書の「発行者の概況」に記載されている事項のうち 主要なものを要約した書面

1. 設 立

(1) 設立および主たる事務所

スウェーデン輸出信用銀行（AB Svensk Exportkredit）（英語名 Swedish Export Credit Corporation）（以下「SEK」または「当社」という。）は、スウェーデン王国（以下「スウェーデン政府」または「スウェーデン」という。）とスウェーデンの主要な銀行により締結された契約に従って、1944年制定のスウェーデン会社法に基づき1962年に設立された。かかる契約は、スウェーデン政府、スウェーデンの政府機関および銀行と協力し、スウェーデンの物品とサービスの輸出を金融面から支援するために、政府法案1962年第125号に基づくスウェーデン議会の決議に従って締結された。

SEKの主たる事務所の所在地は、Klarabergsviadukten 61-63, Stockholm, Sweden（郵便物の宛先は、P.O. Box 194, SE-101 23 Stockholm, Sweden）である。

(2) 目 的

定款第3条に基づき、親会社の目的は、スウェーデンのインフラストラクチャー等、スウェーデンの輸出産業に直接的または間接的に関連するスウェーデンのための活動の発展を促進するためならびにスウェーデンの産業の国際化および競争力の強化のために、銀行業および金融事業法（Banking and Financing Business Act）（2004年第297号）に従い、商業分野においてスウェーデン国内の財務活動および国際的財務活動を行うことである。親会社の財務活動には、（i）資金の借入れを行うこと（例えば、一般公衆からの預金の受け入れまたは社債その他類似の債務証券の発行による。）、（ii）貸付を行うことおよびその仲介（例えば、不動産または債権から生じる金銭により担保されている形式の貸付）、（iii）保証書の発行および同様の債務の引き受けを行うこと、ならびに（iv）有価証券の保有および取引を行うことが含まれるが、これらに限られない。

「財務活動」とは、主に以下のことをいう。

1. 資金の借入れを行うこと（例えば、一般公衆からの預金の受け入れまたは社債その他類似の債務証券の発行による。）。
2. 貸付を行うことおよびその仲介（例えば、不動産または債権から生じる金銭により担保されている形式の貸付）。
3. その他の金融事業に関与すること（例えば、債権の取得および動産のリース）。
4. 保証書の発行および同様の債務の引き受けを行うこと。
5. 有価証券の発行に関与すること。
6. これらの業務に関連して助言を提供すること。
7. 有価証券の保有および取引を行うこと。
8. 当社の事業および当社の債権保全のために必要と認められる限度で不動産および動産を取得すること。
9. 証券市場法（Securities Market Act）（2007年第528号）に従って投資事業を行うこと。
10. 上記の業務に基づくその他の事業を行うこと。

2. 資本構成

(1) 連結資本構成

2014年12月31日および2013年12月31日現在のSEKの連結資本ならびに株主資本は次の表に示す通りである。

(単位：百万クローナ)	2014年12月31日	2013年12月31日
	現在	現在
非劣後債	282,192	269,216
劣後債	1,945	1,607

株主資本(それぞれ2014年12月31日および2013年12月31日現在)

(単位：百万クローナ)	2014年12月31日	2013年12月31日
	現在	現在
株式資本(1株当たり引用価値1,000クローナの株式3,990,000株)	3,990	3,990
準備金(ヘッジおよび公正価値準備金)	403	136
利益剰余金	11,764	10,864
株主資本合計	16,157	14,990
資本合計	300,294	285,813

(2) 大株主

現在の株式の合計は3,990,000株である。2003年6月30日以降はスウェーデン政府がSEKの唯一の(100%)株主となっている。スウェーデン政府は全株を保有している。定款に基づき、親会社が自己の保有する株式と同じクラスの既存株主以外の者に株式を譲渡する場合には、親会社の株主は、新株引受権を有する。

親会社の株式の保有割合は次の表に示す通りである。

株主	保有割合	保有株式数
スウェーデン政府	100.00%	3,990,000
合計	100.00%	3,990,000

3. 業務の概況

当社の歴史と発展

SEKはスウェーデン会社法に基づく「公開会社」であり、財務省を通してスウェーデン政府(以下「スウェーデン」または「スウェーデン政府」という。)が完全所有している。

親会社は、輸出業者および海外の顧客の双方の長期貸付の需要に応えることによりスウェーデンの輸出産業の競争力を強化するため、1962年に設立された。SEKの目的は、スウェーデン銀行業および金融事業法に従って財務活動に従事し、これに関連してスウェーデンの商業および産業の発展を促進すること、ならびに、商業分野においてスウェーデン国内の財務活動および国際的財務活動を行うことである。親会社の存続期間は無期限である。

事業の概要

SEKは、スウェーデンの産業および通商の発展および国際競争力を促進する目的で、スウェーデンの輸出産業に金融ソリューションを提供している。その事業活動は、スウェーデンの輸出業者およびその顧客に対する貸付に重点を置いており、企業への貸付、輸出貸付、ストラクチャード・ファイナンス、プロジェクト・ファイナンス、貿易融資およびリースを行っている。SEKは、企業および金融機関ならびに国内および海外の投資家に金融ソリューションを提供している。SEKは「公的輸出金融制度以外」における市中固定金利または市中変動金利での商業的条件で貸付を展開しており、また「State Support System」（以下「公的輸出金融制度」という。）における市中固定金利より低い固定金利での政府助成による条件で貸付を提供している。公的輸出金融制度は、SEKがスウェーデン政府に代わり報酬を受けて運営を行う。

SEKは1962年の創業以来、長年にわたり事業を展開してきた。SEKは輸出融資分野にその起源を置いているが、SEKの商品範囲は時間と共に拡大されてきた。しかし、SEKは依然として金融市場における特定分野の事業者である。SEKは主に貸付を業務としており、そのためスウェーデンにおいて事業を行っている銀行の補完的な役割を果たしている。SEKは、その独自の立場により、銀行およびその他の金融機関に協力していると言える。SEKは長年、積極的に新しい金融ソリューションを構築してきた。SEKは長期輸出関連金融を独自の専門分野とし、同時に財務上の対応力および柔軟な組織を有しており、これがSEKの事業の運営における重要な要素となっている。SEKは国際資本市場における借入業務を通じて金融商品における専門性を高めた。

SEKは、国内、北欧およびその他海外の投資家ならびにパートナーとSEKとの関係が顧客の要望に合致する金融ソリューションの開発能力を強化すると確信している。SEKはこの関係のネットワークにより、協調融資協定に参加することが可能となっている。

2014年度におけるスウェーデンの輸出業者およびその顧客に対するSEKの新規貸付額は、571億クローナ（2013年度：557億クローナ）であった。このうち最終顧客融資は339億クローナ（2013年度：390億クローナ）であり、企業貸付の実行額は232億クローナ（2013年度：167億クローナ）であった。

SEKの顧客による資本調達への機会は概して十分にあり、2014年度には経済成長が後退し、スウェーデンの輸出のおよそ60%を占めるEUの景気動向は低迷していたにもかかわらず、2014年度におけるSEKからの融資に対する需要は前年度より高水準であった。貸付の微増は、輸出向け長期融資に対する需要が一因であった。また、満期を迎えて多額の顧客融資が借換えられたことも要因であった。さらに、SEKはこの一年で、複数の新規顧客を獲得した。

スウェーデン輸出産業の振興に関するSEKの能力を一層強化するための追加策として、2009年2月5日、政府は、2009年度中、スウェーデン国債局を通してSEKに1,000億クローナの融資枠の利用を提供すると決定し、この措置は議会で承認された。2010年、スウェーデン議会はさらに2,500億クローナを上限とする2010年度の新規借入のための政府保証をSEKに商業条件で売却する権限を政府に付与した。これは、スウェーデン輸出産業の振興に関するSEKの能力を一層強化するために、2009年の決定を延長したものである。2011年1月および2012年1月、当該融資枠および政府保証の購入権は共に2011年および2012年もそれぞれ同一条件で延長されることとなった。2012年12月、政府は、2013年度の政府保証の購入権および融資枠を最大1,000億クローナまでさらに延長することを決定した。2013年度の承諾済総額のうち、800億クローナが政府支援による貸付（CIRR）、200億クローナが商業輸出融資を対象としていた。2013年12月、スウェーデン議会は、2014年度の融資枠を800億クローナとし、政府輸出信用支援（CIRR）の対象となる貸付のみに利用可能にすると決定した。スウェーデン議会はまた、SEKが2,500億クローナを上限とする新規借入のために商業ベースの一般取引条件で政府保証を購入することを許可する権限を政府に再び付与した。2014年12月、当該融資枠は2015年度についても同一条件で延長された。スウェーデン議会はまた、SEKが2,500億クローナを上限とする新規借入のために商業ベースの一般取引条件で政府保証を購入することを許可する従前の政府の権限を延長しないこ

とを決定した。SEKはまだ、当該融資枠および従前の政府保証の購入権を行使したことがない。

完全所有子会社のAB SEK Securitiesは、2014年12月5日にSEKに合併された。この合併の結果、AB SEK Securitiesの資産および債務はSEKに引き継がれた。AB SEK Securitiesは、スウェーデン金融監督庁から証券取引を行う許可を得ていた。SEKは、2014年6月12日からこの種の事業を行うことを許可され、AB SEK Securitiesの事業は親会社に譲渡された。合併前の期間に関連する4百万クロナの営業収益および3百万クロナの営業利益は、スウェーデン輸出信用銀行の損益計算書に含まれている。合併による損益は、3百万クロナである。

取締役会は、当社の配当方針に従って総額378百万クロナ（2013年度：327百万クロナ）の配当を支払うよう年次総会に提案することを決議した。

SEKは、本書の提出日以前の3事業年度において、実質的な資本的支出は行っておらず、その他の実質的な処分や買収（他の会社の株式を含む。）も行っていない。

4. 経理の状況

以下の SEK の財務書類はスウェーデンで一般に認められた会計原則に従って作成され、当社のスウェーデン公認会計士により監査されたものであり、グループの財務書類は、国際会計基準審議会（IASB）によって発表され、さらに EU によって採択された国際財務報告基準に従って作成されている。これらの原則および財務情報の表示方法は日本の会計原則および表示方法とは異なる可能性がある。

連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2014年	2013年
受取利息	3,774	4,158
支払利息	-2,196	-2,603
純利息収益	1,578	1,555
純手数料支出	-6	-5
金融取引の純業績	506	408
営業収益合計	2,078	1,958
人件費	-313	-290
その他の管理費	-166	-185
非金融資産の減価償却費	-43	-36
営業費用合計	-522	-511
営業利益(純信用損失考慮前)	1,556	1,447
純信用損失	73	-39
営業利益	1,629	1,408
税金費用	-369	-318
純利益¹	1,260	1,090
その他の包括利益		
損益に再分類される項目		
売却可能証券 ²	26	4
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券 ²	316	-407
損益に再分類される項目への課税	-75	89
損益に再分類される項目(純額)	267	-314
損益に再分類されない項目		
確定給付制度の再評価	-43	60
損益に再分類されない項目への課税	10	-13
損益に再分類されない項目(純額)	-33	47
その他の包括利益合計	234	-267
包括利益合計¹	1,494	823
(単位：クローナ)	2014年	2013年
1株当たり利益(希薄化考慮後) ³	316	273

1 全利益は、親会社の株主に帰属する。

2 連結株主資本変動計算書を参照されたい。

3 2014年度の平均株式数は3,990,000株（2013年度末：3,990,000株）である。

連結財政状態報告書

(単位：百万クローナ)	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	7,099	8,337
財務省証券/国債	3,458	4,595
その他の利付証券(貸付を除く。)	66,398	64,151
利付証券の発行という形式をとった貸付	53,140	60,958
金融機関への貸付	25,510	24,819
一般への貸付	149,240	125,553
デリバティブ	16,017	14,228
有形固定資産・無形資産	161	150
その他の資産	2,053	1,039
前払費用および未収収益	2,090	2,724
資産合計	325,166	306,554
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	8,290	8,256
一般からの借入	63	59
発行済非劣後証券	273,839	260,900
デリバティブ	18,886	16,788
その他の負債	3,054	786
未払費用および前受収益	2,014	2,433
繰延税金負債	821	683
引当金	97	52
発行済劣後証券	1,945	1,607
負債合計	309,009	291,564
株式資本	3,990	3,990
準備金	403	136
利益剰余金	11,764	10,864
株主資本合計	16,157	14,990
負債および株主資本合計	325,166	306,554
約定担保等		
デリバティブ担保契約に基づく現金担保	9,668	6,946
貸付の対象となっている利付証券	113	160
偶発資産および偶発債務	4,295	2,389
保証約定(融資)	8	102
保証約定(その他)	4,287	2,287
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付	16,028	20,480
拘束力のある融資申出	50,896	35,083

親会社の損益計算書

(単位：百万クローナ)	2014年	2013年
受取利息	3,773	4,148
支払利息	-2,197	-2,604
純利息収益	1,576	1,544
子会社配当金	11	4
純手数料収入	-6	-8
金融取引の純業績	507	408
営業収益合計	2,088	1,948
人件費	-316	-290
その他の管理費	-166	-183
非金融資産の減価償却費	-43	-36
営業費用合計	-525	-509
営業利益(純信用損失考慮前)	1,563	1,439
純信用損失	71	-49
従前の子会社株式の減損の戻し入れ	-	3
営業利益	1,634	1,393
非課税準備金の変更分	-355	-173
税金費用	-290	-275
純利益	989	945

親会社の貸借対照表

(単位：百万クローナ)	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	7,096	8,318
財務省証券/国債	3,458	4,595
その他の利付証券(貸付を除く。)	66,398	64,151
利付証券の発行という形式をとった貸付	53,140	60,959
金融機関への貸付	25,510	24,819
一般への貸付	149,240	125,553
デリバティブ	16,017	14,228
子会社株式	17	65
有形固定資産・無形資産	161	150
その他の資産	2,053	1,039
前払費用および未収収益	2,090	2,724
資産合計	325,180	306,601
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	8,320	8,266
一般からの借入	63	137
発行済非劣後証券	273,839	260,900
デリバティブ	18,886	16,788
その他の負債	3,054	785
未払費用および前受収益	2,014	2,432
繰延税金負債	112	43
引当金	32	29
発行済劣後証券	1,945	1,607
負債合計	308,265	290,987
非課税準備金	3,280	2,911
株式資本	3,990	3,990
法定準備金	198	198
公正価値準備金	403	136
利益剰余金	8,055	7,434
当年度純利益	989	945
株主資本合計	13,635	12,703
負債および株主資本合計	325,180	306,601
約定担保等		
デリバティブ担保契約に基づく現金担保	9,668	6,946
貸付の対象となっている利付証券	113	160
偶発資産および偶発債務	4,294	2,388
保証約定(融資)	7	101
保証約定(その他)	4,287	2,287
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付	16,028	20,480
拘束力のある融資申出	50,896	35,083

連結株主資本変動計算書

	株主資本	株式資本	準備金 ヘッジ 準備金	公正価値 準備金	利益剰余金
(単位：百万クローナ)					
株主資本期首残高(2013年1月1日現在)	14,380	3,990	469	-19	9,940
当年度純利益	1,090				1,090
その他の包括利益：					
損益に再分類される項目					
売却可能証券	4			4	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	-127		-127		
再分類済損益	-279		-279		
損益に再分類される項目への課税	88		89	-1	
損益に再分類されない項目					
確定給付制度の再評価	60				60
損益に再分類されない項目への課税	-13				-13
その他の包括利益合計	-267		-317	3	47
包括利益合計	823		-317	3	1,137
配当金	-213				-213
株主資本期末残高(2013年度)¹	14,990	3,990	152	-16	10,864
当年度純利益	1,260				1,260
その他の包括利益：					
損益に再分類される項目					
売却可能証券	26			26	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	611		611		
再分類済損益	-295		-295		
損益に再分類される項目への課税	-75		-70	-5	
損益に再分類されない項目					
確定給付制度の再評価	-43				-43
損益に再分類されない項目への課税	10				10
その他の包括利益合計	234		246	21	-33
包括利益合計	1,494		246	21	1,227
配当金	-327				-327
株主資本期末残高(2014年度)¹	16,157	3,990	398	5	11,764

1 全株主資本は、親会社の株主に帰属する。

親会社の株主資本変動計算書

	株主資本	株式資本	法定準備金	公正価値準備金 ヘッジ 準備金	公正価値 準備金	利益剰余金
(単位：百万クローナ)						
株主資本期首残高(2013年度)	12,285	3,990	198	469	-19	7,647
当年度純利益	945					945
その他の包括利益：						
損益に再分類される項目						
売却可能証券	4				4	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	-127			-127		
再分類済損益	-279			-279		
損益に再分類される項目への課税	89			90	-1	
その他の包括利益合計	-314			-317	3	
包括利益合計	631			-317	3	945
配当金	-213					-213
株主資本期末残高(2013年度)	12,703	3,990	198	152	-16	8,379
SEK Securitiesの合併による損益	3					3
当年度純利益	989					989
その他の包括利益：						
損益に再分類される項目						
売却可能証券	26				26	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	611			611		
再分類済損益	-295			-295		
損益に再分類される項目への課税	-75			-70	-5	
その他の包括利益合計	267			246	21	
包括利益合計	1,256			246	21	989
配当金	-327					-327
株主資本期末残高(2014年度)	13,635	3,990	198	398	5	9,044

連結グループのキャッシュフロー計算書

(単位：百万クローナ)	2014年	2013年
営業活動		
営業利益 ¹	1,629	1,408
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額：		
信用損失引当金(純額)	-89	47
減価償却費	43	36
為替差額	-5	-12
未実現の公正価値の変動額	-57	261
その他	284	-58
法人税支払額	-308	-271
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額合計	-132	3
貸出実行額	-57,495	-60,238
貸出返済額	65,171	41,693
保有債券および証券の純減	10,576	12,447
貸出に関連するデリバティブ	946	148
その他の変動(純額)	29	632
営業活動からのキャッシュフロー	20,724	-3,907
投資活動		
資本的支出	-52	-35
投資活動からのキャッシュフロー	-52	-35
財務活動		
短期非劣後債務手取額	12,929	12,838
長期非劣後債務手取額	52,387	96,583
長期劣後債務手取額	-	1,655
債務返済額	-67,688	-59,830
買戻長期債務および繰上償還長期債務	-25,833	-44,842
債務に関連するデリバティブ	6,274	3,768
支払配当	-327	-213
財務活動からのキャッシュフロー	-22,258	9,959
当年度のキャッシュフロー(純額)	-1,586	6,017
現金および現金等価物の為替差額	348	-18
期首現金および現金等価物残高	8,337	2,338
期末現金および現金等価物残高²	7,099	8,337
うち銀行預金	373	418
うち現金等価物	6,726	7,919
¹ 受領済受取利息および支払済支払利息		
受領済受取利息	4,410	4,089
支払済支払利息	2,609	2,527

² この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。

親会社のキャッシュフロー計算書

(単位：百万クローナ)	2014年	2013年
営業活動		
営業利益 ¹	1,634	1,393
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額：		
減損子会社株式の評価損の戻し入れ	-	-3
信用損失引当金(純額)	-89	47
減価償却費	43	36
子会社の売却益	-	0
為替差額	-5	-12
未実現の公正価値の変動額	-57	261
その他	274	-16
法人税支払額	-307	-273
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額合計	-141	40
貸出実行額	-57,495	-60,238
貸出返済額	65,171	41,693
保有債券および証券の純変動	10,576	12,447
貸出に関連するデリバティブ	946	148
その他の変動(純額)	97	617
営業活動からのキャッシュフロー	20,788	-3,900
投資活動		
資本的支出	-52	-35
投資活動からのキャッシュフロー	-52	-35
財務活動		
短期非劣後債務手取額	12,929	12,837
長期非劣後債務手取額	52,387	96,583
長期劣後債務手取額	-	1,655
債務返済額	-67,736	-59,830
買戻長期債務および繰上償還長期債務	-25,833	-44,842
債務に関連するデリバティブ	6,274	3,768
支払配当	-327	-213
財務活動からのキャッシュフロー	-22,306	9,958
当年度のキャッシュフロー(純額)	-1,570	6,023
現金および現金等価物の為替差額	348	-18
期首現金および現金等価物残高	8,318	2,313
期末現金および現金等価物残高²	7,096	8,318
うち銀行預金	370	400
うち現金等価物	6,726	7,919
¹ 受領済受取利息および支払済支払利息		
受領済受取利息	4,409	4,079
支払済支払利息	2,609	2,528

² この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。